資料３　手 数 料 一 覧

ア　福祉関係手数料

(1) 介護保険法関係手数料　1
(2) 母体保護法関係手数料　2
(3) 高齢者バス料金助成関係手数料　3

イ　保健衛生関係手数料

(1) 医療・薬事等関係手数料　4
(2) 防疫関係手数料　5
(3) 動物関係手数料　6
(4) 食品関係手数料　7
(5) 営業等許可関係手数料　10
(6) 検査関係手数料　10
(7) 土壌汚染対策法関係手数料　14
(8) 使用済自動車の再資源化関係手数料　14
(9) 廃棄物処理関係手数料　15
(10) 浄化槽保守点検業者登録等関係手数料　16
(11) 市立旭川病院文書料　17

ウ　商工業関係手数料

(1) 工業技術センター関係手数料　19
(2) 工芸センター関係手数料　20

エ　農業関係手数料

(1) 農業センター関係手数料　21
(2) 市営牧場関係手数料　21
(3) 農業委員会事務処理手数料　22

オ　建築・都市計画関係手数料

(1) サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請・更新手数料　23
(2) 開発行為許可申請手数料　23
(3) 宅地造成工事許可申請手数料　25
(4) 建築確認申請等手数料　26
(5) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料　29
(6) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料　32
(7) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料　36
(8) 優良住宅新築認定申請手数料　43
(9) 屋外広告物許可申請等手数料　44

カ　消防関係手数料

(1) 消防関係手数料　45

キ　その他

(1) 証明・閲覧等関係手数料　46
(2) 計量法関係手数料　48
(3) 撤去自転車等返還手数料　49

○ 資料３の見方

●算定料金が現行料金の１．５倍を超える場合

～「現行料金」と「改定料金」の間に「算定料金」を掲載しています。（例１）

１．５倍を超えない場合は，「算定料金」は掲載していません。（例２）

例１

項目	現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
A申請手数料	500円	1,110円	750円	（＋ 250円 ）	1.50倍

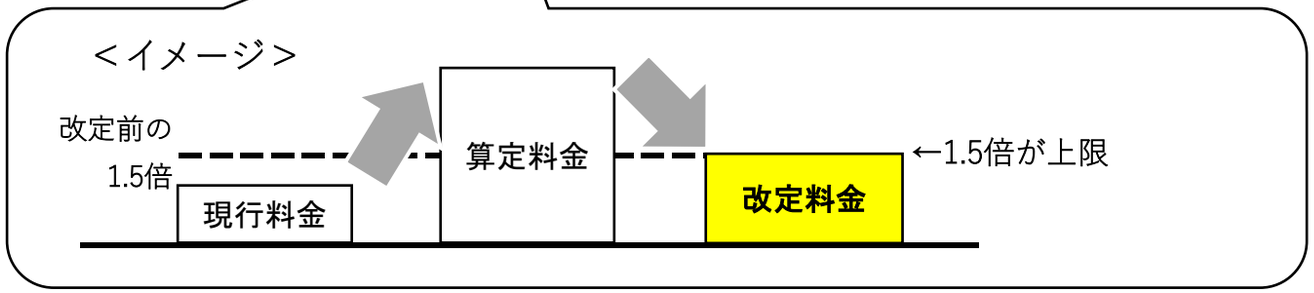

例２

項目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
A申請手数料	500円	600円	（＋ 100円 ）	1.20倍

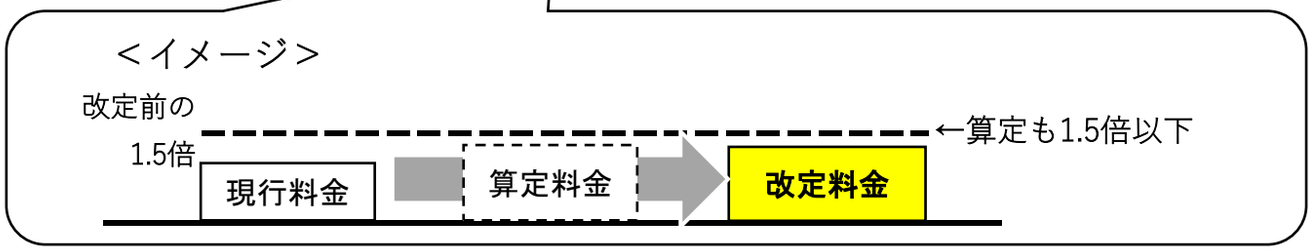

ア　福祉関係手数料

（１）介護保険法関係手数料

28項目〔増額4，変更なし24〕

	項目		現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
1	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定	25,000円	**25,000円**	（0円）	1.00倍
2		その他の居宅サービスに係る指定	20,000円	**20,000円**	（0円）	1.00倍
3	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	**10,000円**	（0円）	1.00倍
4	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定	45,000円	**45,000円**	（0円）	1.00倍
5		地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定	25,000円	**25,000円**	（0円）	1.00倍
6	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新	25,000円	**25,000円**	（0円）	1.00倍
7		地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定の更新	10,000円	**10,000円**	（0円）	1.00倍
8	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料		20,000円	**20,000円**	（0円）	1.00倍
9	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料		10,000円	**10,000円**	（0円）	1.00倍
10	指定介護老人福祉施設指定申請手数料		45,000円	**45,000円**	（0円）	1.00倍
11	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料		25,000円	**25,000円**	（0円）	1.00倍
12	介護老人保健施設開設許可申請手数料		69,300円	**70,200円**	（＋900円）	1.01倍
13	介護老人保健施設変更許可申請手数料		37,200円	**38,500円**	（＋1,300円）	1.03倍
14	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料		25,000円	**25,000円**	（0円）	1.00倍
15	介護医療院開設許可申請手数料		69,300円	**70,200円**	（＋900円）	1.01倍
16	介護医療院変更許可申請手数料		37,200円	**38,500円**	（＋1,300円）	1.03倍
17	介護医療院開設許可更新申請手数料		25,000円	**25,000円**	（0円）	1.00倍

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
18	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定	25,000円	**25,000円**	（　0円　）	1.00倍
19		その他の介護予防サービスに係る指定	20,000円	**20,000円**	（　0円　）	1.00倍
20	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	**10,000円**	（　0円　）	1.00倍
21	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料		25,000円	**25,000円**	（　0円　）	1.00倍
22	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	**10,000円**	（　0円　）	1.00倍
23	指定介護予防支援事業者指定申請手数料		20,000円	**20,000円**	（　0円　）	1.00倍
24	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料		10,000円	**10,000円**	（　0円　）	1.00倍
25	第１号事業指定事業者指定申請手数料	第１号訪問事業に係る指定	20,000円	**20,000円**	（　0円　）	1.00倍
26		第１号通所事業に係る指定	25,000円	**25,000円**	（　0円　）	1.00倍
27	第１号事業指定事業者指定更新申請手数料		10,000円	**10,000円**	（　0円　）	1.00倍
28	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料		25,000円	**25,000円**	（　0円　）	1.00倍

お問合せ先

1～11，18～27	福祉保険部	指導監査課	☎ ２５－９８４９
12～17，28	保　健　所	医務薬務課	☎ ２５－９８１５

（２）母体保護法関係手数料

5項目 〔増額5〕

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	3,410円	**4,570円**	（＋　1,160円　）	1.34倍
2	受胎調節実地指導員標識交付手数料	2,850円	**3,610円**	（＋　760円　）	1.27倍
3	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	2,220円	**2,950円**	（＋　730円　）	1.33倍
4	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	2,560円	**3,290円**	（＋　730円　）	1.29倍
5	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	2,320円	**2,850円**	（＋　530円　）	1.23倍

お問合せ先

子育て支援部　母子保健課　☎ ２６－２３９５

（３）高齢者バス料金助成関係手数料

1項目 〔変更なし1〕

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	寿バスカード再交付手数料	400円	**400円**	（ 0円 ）	1.00倍

お問合せ先　福祉保険部　長寿社会課　☎ ２５－６４５７

イ　保健衛生関係手数料

（1）医療・薬事等関係手数料

38項目 〔増額33，減額2，変更なし3〕

	項目		現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
1	病院開設許可手数料		40,150円	**43,400円**	（＋ 3,250円）	1.08倍
2	病院検査手数料	一部変更に係る構造設備の検査	21,250円	**22,700円**	（＋ 1,450円）	1.07倍
3		その他の検査	42,600円	**45,200円**	（＋ 2,600円）	1.06倍
4	薬局開設許可申請手数料		25,150円	**29,000円**	（＋ 3,850円）	1.15倍
5	薬局開設許可更新申請手数料		10,070円	**11,400円**	（＋ 1,330円）	1.13倍
6	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料		7,200円	**7,150円**	（△ 50円）	0.99倍
7	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料		3,850円	**3,800円**	（△ 50円）	0.99倍
8	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料		9,720円	**11,200円**	（＋ 1,480円）	1.15倍
9	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料		5,900円	**6,300円**	（＋ 400円）	1.07倍
10	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料		100円	**100円**	（ 0円）	1.00倍
11	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項の一部変更承認申請手数料		100円	**100円**	（ 0円）	1.00倍
12	医薬品販売業許可申請手数料		25,150円	**29,000円**	（＋ 3,850円）	1.15倍
13	医薬品販売業許可更新申請手数料		10,070円	**11,600円**	（＋ 1,530円）	1.15倍
14	配置販売従事者身分証明書交付手数料		7,650円	**7,720円**	（＋ 70円）	1.01倍
15	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料		2,150円	**2,230円**	（＋ 80円）	1.04倍
16	配置販売従事者身分証明書再交付手数料		3,150円	**3,330円**	（＋ 180円）	1.06倍
17	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料		25,150円	**29,600円**	（＋ 4,450円）	1.18倍
18	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料		10,070円	**11,600円**	（＋ 1,530円）	1.15倍
19	薬局開設許可証等の書換え交付手数料		2,150円	**2,210円**	（＋ 60円）	1.03倍
20	薬局開設許可証等の再交付手数料		3,150円	**3,250円**	（＋ 100円）	1.03倍
21	薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証書換え交付手数料		2,150円	**2,210円**	（＋ 60円）	1.03倍
22	薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証再交付手数料		3,100円	**3,250円**	（＋ 150円）	1.05倍
23	特定毒物研究者許可申請手数料		5,300円	**5,410円**	（＋ 110円）	1.02倍
24	死体保存許可申請手数料		3,250円	**3,460円**	（＋ 210円）	1.06倍
25	診療所開設許可申請手数料		18,650円	**20,900円**	（＋ 2,250円）	1.12倍
26	助産所開設許可申請手数料		11,200円	**11,800円**	（＋ 600円）	1.05倍

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
27	診療所の検査手数料	一部変更の検査	13,200円	**13,500円**	（＋ 300円 ）	1.02倍
28		その他の検査	22,950円	**23,100円**	（＋ 150円 ）	1.01倍
29	助産所の検査手数料	一部変更の検査	8,400円	**8,940円**	（＋ 540円 ）	1.06倍
30		その他の検査	16,800円	**17,000円**	（＋ 200円 ）	1.01倍
31	衛生検査所登録申請手数料		75,150円	**75,200円**	（＋ 50円 ）	1.00倍
32	衛生検査所登録変更申請手数料		56,650円	**57,600円**	（＋ 950円 ）	1.02倍
33	衛生検査所登録証明書書換え交付申請手数料		7,800円	**8,350円**	（＋ 550円 ）	1.07倍
34	衛生検査所登録証明書再交付申請手数料		7,800円	**8,350円**	（＋ 550円 ）	1.07倍
35	毒物及び劇物の販売業の登録申請手数料		12,480円	**14,200円**	（＋ 1,720円 ）	1.14倍
36	毒物又は劇物の販売業の更新登録申請手数料		5,890円	**7,060円**	（＋ 1,170円 ）	1.20倍
37	毒物又は劇物の販売業登録票書換え交付申請手数料		2,500円	**2,500円**	（ 0円 ）	1.00倍
38	毒物又は劇物の販売業登録票再交付申請手数料		3,390円	**3,480円**	（＋ 90円 ）	1.03倍

お問合せ先　　保　健　所　　医務薬務課　　☎ ２５－９８１５

（２）防疫関係手数料

12項目 〔増額4，減額8〕

	項　　目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	薬液消毒		基本	2,250円	—	**1,500円**	（△ 750円 ）	0.67倍
2			加算（3.3平方メートル当たり）	150円	270円	**220円**	（＋ 70円 ）	1.47倍
3	殺虫剤散布		基本	2,250円	—	**1,500円**	（△ 750円 ）	0.67倍
4			加算（3.3平方メートル当たり）	160円	270円	**240円**	（＋ 80円 ）	1.50倍
5	殺虫剤動力散布	ミスト	基本	2,250円	—	**1,500円**	（△ 750円 ）	0.67倍
6			加算（3.3平方メートル当たり）	160円	270円	**240円**	（＋ 80円 ）	1.50倍
7		フオーグ	基本	2,250円	—	**1,500円**	（△ 750円 ）	0.67倍
8			加算（3.3平方メートル当たり）	160円	270円	**240円**	（＋ 80円 ）	1.50倍
9	便所消毒		基本	3,380円	—	**1,500円**	（△ 1,880円 ）	0.44倍
10			加算（１か所当たり）	1,360円	—	**600円**	（△ 760円 ）	0.44倍

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
11	便槽殺蛆	基本	3,380円	—	**1,500円**	（△ 1,880円）	0.44倍
12		加算（１か所当たり）	1,460円	—	**600円**	（△ 860円）	0.41倍

お問合せ先　保　健　所　衛生検査課（動物愛護センター）　☎ ２５－５２７１

（３）動物関係手数料

12項目〔増額9，減額2，変更なし1〕

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	犬の登録手数料		2,850円	—	**2,740円**	（△ 110円）	0.96倍
2	狂犬病予防注射済票交付手数料		700円	—	**750円**	（＋ 50円）	1.07倍
3	犬の飼養管理手数料（狂犬病予防法に基づく犬の抑留に係る手数料）		550円	2,720円	**820円**	（＋ 270円）	1.49倍
4	犬の返還手数料（狂犬病予防法に基づく犬の抑留に係る手数料）		1,000円	—	**1,450円**	（＋ 450円）	1.45倍
5	狂犬病予防注射手数料		2,490円	—	**2,990円**	（＋ 500円）	1.20倍
6	犬の鑑札再交付手数料		1,450円	—	**1,320円**	（△ 130円）	0.91倍
7	狂犬病予防注射済票再交付手数料		400円	—	**420円**	（＋ 20円）	1.05倍
8	所有者からの犬又は猫の引取り	生後91日以上	2,100円	—	**2,140円**	（＋ 40円）	1.02倍
9		生後91日未満	300円	2,140円	**450円**	（＋ 150円）	1.50倍
10	所有者以外から引き取った犬又は猫	返還	1,000円	—	**1,450円**	（＋ 450円）	1.45倍
11		保管（一泊）	550円	2,720円	**820円**	（＋ 270円）	1.49倍
12	登録票（飼養登録）交付等手数料		3,400円	—	**3,400円**	（ 0円）	1.00倍

お問合せ先
1～11　保　健　所　衛生検査課（動物愛護センター）　☎ ２５－５２７１
12　環　境　部　環境総務課　☎ ２５－５３５０

（４）食品関係手数料

82項目 〔増額81，減額1〕

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	行商登録手数料	新規	2,100円	—	**2,470円**	（＋ 370円）	1.18倍
2		更新	1,940円	—	**2,220円**	（＋ 280円）	1.14倍
3	食品販売業登録手数料	新規	4,400円	9,850円	**6,600円**	（＋ 2,200円）	1.50倍
4		更新	4,180円	9,330円	**6,270円**	（＋ 2,090円）	1.50倍
5	食品製造業許可手数料	新規	7,950円	—	**11,100円**	（＋ 3,150円）	1.40倍
6		更新	5,650円	10,200円	**8,470円**	（＋ 2,820円）	1.50倍
7	かき処理業許可手数料	新規	7,600円	—	**10,700円**	（＋ 3,100円）	1.41倍
8		更新	5,840円	9,840円	**8,760円**	（＋ 2,920円）	1.50倍
9	飲食店営業許可申請手数料	新規	17,600円	—	**18,200円**	（＋ 600円）	1.03倍
10		更新	13,700円	—	**14,600円**	（＋ 900円）	1.07倍
11	喫茶店営業許可申請手数料	新規	10,400円	—	**11,600円**	（＋ 1,200円）	1.12倍
12		更新	8,300円	—	**10,100円**	（＋ 1,800円）	1.22倍
13	菓子製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円）	1.08倍
14		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円）	1.10倍
15	あん類製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円）	1.08倍
16		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円）	1.10倍
17	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円）	1.08倍
18		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円）	1.10倍
19	乳処理業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円）	1.06倍
20		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円）	1.08倍
21	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円）	1.06倍
22		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円）	1.08倍
23	乳製品製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円）	1.06倍
24		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円）	1.08倍
25	集乳業許可申請手数料	新規	10,400円	—	**11,600円**	（＋ 1,200円）	1.12倍
26		更新	8,300円	—	**10,100円**	（＋ 1,800円）	1.22倍
27	乳類販売業許可申請手数料	新規	10,400円	—	**11,600円**	（＋ 1,200円）	1.12倍
28		更新	8,300円	—	**10,100円**	（＋ 1,800円）	1.22倍

資料3－8

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
29	食肉処理業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
30		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
31	食肉販売業許可申請手数料	新規	10,400円	—	**11,600円**	（＋ 1,200円 ）	1.12倍
32		更新	8,300円	—	**10,100円**	（＋ 1,800円 ）	1.22倍
33	食肉製品製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
34		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
35	魚介類販売業許可申請手数料	新規	10,400円	—	**11,600円**	（＋ 1,200円 ）	1.12倍
36		更新	8,300円	—	**10,100円**	（＋ 1,800円 ）	1.22倍
37	魚介類せり売営業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
38		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
39	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	新規	17,600円	—	**18,200円**	（＋ 600円 ）	1.03倍
40		更新	13,700円	—	**14,600円**	（＋ 900円 ）	1.07倍
41	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
42		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
43	食品の放射線照射業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
44		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
45	清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
46		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
47	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円 ）	1.08倍
48		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円 ）	1.10倍
49	氷雪製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
50		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
51	氷雪販売業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円 ）	1.08倍
52		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円 ）	1.10倍
53	食用油脂製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
54		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍
55	マーガリン・ショートニング製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円 ）	1.06倍
56		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円 ）	1.08倍

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
57	みそ製造業許可申請手数料	新規	17,600円	—	**18,200円**	（＋ 600円）	1.03倍
58		更新	13,700円	—	**14,600円**	（＋ 900円）	1.07倍
59	醤油製造業許可申請手数料	新規	17,600円	—	**18,200円**	（＋ 600円）	1.03倍
60		更新	13,700円	—	**14,600円**	（＋ 900円）	1.07倍
61	ソース類製造業許可申請手数料	新規	17,600円	—	**18,200円**	（＋ 600円）	1.03倍
62		更新	13,700円	—	**14,600円**	（＋ 900円）	1.07倍
63	酒類製造業許可申請手数料	新規	17,600円	—	**18,200円**	（＋ 600円）	1.03倍
64		更新	13,700円	—	**14,600円**	（＋ 900円）	1.07倍
65	豆腐製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円）	1.08倍
66		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円）	1.10倍
67	納豆製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円）	1.08倍
68		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円）	1.10倍
69	めん類製造業許可申請手数料	新規	15,100円	—	**16,300円**	（＋ 1,200円）	1.08倍
70		更新	12,100円	—	**13,300円**	（＋ 1,200円）	1.10倍
71	そうざい製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円）	1.06倍
72		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円）	1.08倍
73	缶詰・瓶詰食品製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円）	1.06倍
74		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円）	1.08倍
75	添加物製造業許可申請手数料	新規	22,600円	—	**24,000円**	（＋ 1,400円）	1.06倍
76		更新	17,700円	—	**19,100円**	（＋ 1,400円）	1.08倍
77	一般と畜場設置許可申請手数料		18,470円	—	**18,800円**	（＋ 330円）	1.02倍
78	簡易と畜場設置許可申請手数料		8,100円	—	**8,270円**	（＋ 170円）	1.02倍
79	食鳥処理事業許可申請手数料		16,850円	—	**17,200円**	（＋ 350円）	1.02倍
80	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料		7,750円	—	**7,450円**	（△ 300円）	0.96倍
81	確認規程の認定申請手数料		5,950円	—	**6,250円**	（＋ 300円）	1.05倍
82	確認規程の変更認定申請手数料		2,980円	—	**3,880円**	（＋ 900円）	1.30倍

お問合せ先

1～76，81，82	保　健　所	衛生検査課	☎ ２５－５３２４
77～80	保　健　所	食肉衛生検査所	☎ ５７－５７１０

（５）営業等許可関係手数料

17項目 〔増額5，減額12〕

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	公衆浴場営業許可申請手数料	23,300円	**23,100円**	（△ 200円）	0.99倍
2	温泉利用許可申請手数料	26,060円	**26,800円**	（＋ 740円）	1.03倍
3	温泉利用許可の地位承継の承認申請手数料	7,600円	**7,070円**	（△ 530円）	0.93倍
4	旅館・ホテル営業許可申請手数料	22,300円	**21,700円**	（△ 600円）	0.97倍
5	簡易宿所営業許可申請手数料	19,100円	**18,500円**	（△ 600円）	0.97倍
6	下宿営業許可申請手数料	19,100円	**18,500円**	（△ 600円）	0.97倍
7	旅館業許可の地位承継の承認申請手数料	7,600円	**7,070円**	（△ 530円）	0.93倍
8	臨時興行場営業許可申請手数料	8,700円	**8,330円**	（△ 370円）	0.96倍
9	仮設興行場営業許可申請手数料	8,700円	**8,330円**	（△ 370円）	0.96倍
10	常設興行場営業許可申請手数料	17,800円	**17,600円**	（△ 200円）	0.99倍
11	理容所使用前確認検査審査手数料	17,000円	**16,400円**	（△ 600円）	0.96倍
12	美容所使用前確認検査審査手数料	17,000円	**16,400円**	（△ 600円）	0.96倍
13	クリーニング所使用前確認検査審査手数料	17,000円	**16,100円**	（△ 900円）	0.95倍
14	化製場設置許可申請手数料	23,350円	**26,000円**	（＋ 2,650円）	1.11倍
15	死亡獣畜取扱設置許可申請手数料	16,450円	**17,900円**	（＋ 1,450円）	1.09倍
16	製造又は貯蔵の施設設置許可申請手数料	16,450円	**17,900円**	（＋ 1,450円）	1.09倍
17	動物の飼養又は収容許可申請手数料	8,750円	**10,600円**	（＋ 1,850円）	1.21倍

お問合せ先　保　健　所　　衛生検査課　　☎ ２５－５３２４

（６）検査関係手数料

63項目 〔増額52，減額11〕

	項　　目	現行（文言規定）	改定料金（文言規定）	改定率
1	下記のいずれの種別にも属さないもの	健康保険法第76条第２項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額の100分の80に相当する額に100分の<u>103</u>を乗じて得た額（※１）	健康保険法第76条第２項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した額の100分の80に相当する額に100分の**<u>105</u>**を乗じて得た額（※１）	1.02倍

	項目			現行（文言規定）	改定料金（文言規定）	改定率
2	試験検査	一般検査	尿・糞便検査（尿中一般物質定性半定量検査以外のものに限る。）	厚生労働大臣の定めにより算定した額の100分の80に相当する額と１件につき50円を加算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額（※１）	厚生労働大臣の定めにより算定した額の100分の80に相当する額と１件につき**70**円を加算した額の合計額に100分の**105**を乗じて得た額（※１）	(加算) 1.40倍 (全体) 1.02倍
3			血液学的検査	厚生労働大臣の定めにより算定した額の100分の80に相当する額と１件につき130円を加算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額（※１）	厚生労働大臣の定めにより算定した額の100分の80に相当する額と１件につき**190**円を加算した額の合計額に100分の**105**を乗じて得た額（※１）	(加算) 1.46倍 (全体) 1.02倍
4			生化学的検査（Ⅰ）			
5			生化学的検査（Ⅱ）			
6			免疫学的検査（※２）			
7			微生物学的検査			
8			病理学的検査			

※１　10円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

※２　後天性免疫不全ウイルス－１抗体価検査，後天性免疫不全ウイルス－1,2抗体価検査，後天性免疫不全ウイルス－１抗体価精密測定検査及び後天性免疫不全ウイルス－２抗体価精密測定検査以外のものに限る。

	項目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金（改定額）	改定率
9	水	一般細菌試験		1,770円	—	**1,810円**（＋ 40円）	1.02倍
10		大腸菌群試験		2,150円	—	**2,100円**（△ 50円）	0.98倍
11		その他の細菌試験		9,210円	—	**10,100円**（＋ 890円）	1.10倍
12		化学試験		4,590円	—	**6,190円**（＋ 1,600円）	1.35倍
13		化学的一成分試験	定性試験	1,730円	—	**1,800円**（＋ 70円）	1.04倍
14			定量試験	3,210円	—	**3,520円**（＋ 310円）	1.10倍
15		飲料水	簡易試験	4,440円	—	**5,750円**（＋ 1,310円）	1.30倍
16			一般試験	5,770円	—	**7,000円**（＋ 1,230円）	1.21倍
17		水道水試験		8,300円	17,380円	**12,400円**（＋ 4,100円）	1.49倍
18		簡易専用水道検査	一般検査	14,160円	—	**16,900円**（＋ 2,740円）	1.19倍
19			簡易検査	2,030円	5,380円	**3,040円**（＋ 1,010円）	1.50倍
20		飲用以外の生活用水試験		3,770円	6,280円	**5,650円**（＋ 1,880円）	1.50倍
21		汚水水質試験		20,590円	—	**22,800円**（＋ 2,210円）	1.11倍
22		微量元素試験		11,820円	—	**13,300円**（＋ 1,480円）	1.13倍

資料3－12

	項目				現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改定額）	改定率
23	水	微量物質試験	ガスクロマトグラフ法による試験（4成分まで）		21,810円	—	**21,900円**	（＋ 90円）	1.00倍
24				1成分増すごとの加算	4,200円	—	**5,950円**	（＋ 1,750円）	1.42倍
25		微量物質試験	ガスクロマトグラフ質量分析装置法による試験（4成分まで）		26,160円	—	**29,000円**	（＋ 2,840円）	1.11倍
26				1成分増すごとの加算	4,610円	—	**5,950円**	（＋ 1,340円）	1.29倍
27	食品及び添加物	細菌試験	一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験		2,750円	—	**2,610円**	（△ 140円）	0.95倍
28			その他の細菌試験		5,090円	—	**5,140円**	（＋ 50円）	1.01倍
29		エンテロトキシン試験			12,270円	—	**12,300円**	（＋ 30円）	1.00倍
30		理化学試験	添加物試験		9,690円	15,240円	**14,500円**	（＋ 4,810円）	1.50倍
31				1成分増すごとの加算	2,240円	—	**2,090円**	（△ 150円）	0.93倍
32			重金属等試験		9,990円	—	**13,800円**	（＋ 3,810円）	1.38倍
33				1成分増すごとの加算	2,240円	—	**2,410円**	（＋ 170円）	1.08倍
34			残留農薬試験		28,540円	—	**34,000円**	（＋ 5,460円）	1.19倍
35				1成分増すごとの加算	5,090円	—	**4,570円**	（△ 520円）	0.90倍
36			その他の理化学試験		5,090円	9,850円	**7,630円**	（＋ 2,540円）	1.50倍
37				1成分増すごとの加算	2,240円	3,680円	**3,360円**	（＋ 1,120円）	1.50倍
38	容器包装及びおもちゃ	細菌試験	一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験		2,750円	—	**2,610円**	（△ 140円）	0.95倍
39			その他の細菌試験		5,090円	—	**5,230円**	（＋ 140円）	1.03倍
40		理化学試験	重金属等試験		6,620円	16,660円	**9,930円**	（＋ 3,310円）	1.50倍
41				1成分増すごとの加算	2,240円	3,500円	**3,360円**	（＋ 1,120円）	1.50倍
42			その他の理化学試験	簡易なもの	2,240円	—	**2,870円**	（＋ 630円）	1.28倍
43				1成分増すごとの加算	610円	1,760円	**910円**	（＋ 300円）	1.49倍
44				複雑なもの	6,620円	—	**7,060円**	（＋ 440円）	1.07倍
45				1成分増すごとの加算	2,240円	4,140円	**3,360円**	（＋ 1,120円）	1.50倍
46	洗浄剤	理化学試験	重金属等試験		9,990円	16,660円	**14,900円**	（＋ 4,910円）	1.49倍
47				1成分増すごとの加算	2,240円	3,500円	**3,360円**	（＋ 1,120円）	1.50倍
48			その他の理化学試験	簡易なもの	2,240円	—	**2,270円**	（＋ 30円）	1.01倍
49				1成分増すごとの加算	610円	—	**870円**	（＋ 260円）	1.43倍
50				複雑なもの	6,620円	—	**7,890円**	（＋ 1,270円）	1.19倍
51				1成分増すごとの加算	2,240円	3,550円	**3,360円**	（＋ 1,120円）	1.50倍

	項目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改定額）	改定率
52	家庭用品	定性試験		2,650円	—	**2,280円**	（△ 370円）	0.86倍
53	家庭用品	定量分析	簡易なもの	6,620円	—	**8,680円**	（＋ 2,060円）	1.31倍
54	家庭用品	定量分析	複雑なもの	13,550円	—	**13,500円**	（△ 50円）	1.00倍
55	家庭用品	定量分析	特殊なもの	30,680円	—	**28,200円**	（△ 2,480円）	0.92倍
56	家庭用品	物理学的試験		3,260円	—	**2,950円**	（△ 310円）	0.90倍
57	室内空気中化学物質	ホルムアルデヒド定量試験		14,860円	—	**16,200円**	（＋ 1,340円）	1.09倍
58	室内空気中化学物質	ホルムアルデヒド定量試験	1測定地点増すごとの加算	2,760円	9,160円	**4,140円**	（＋ 1,380円）	1.50倍
59	室内空気中化学物質	揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。）		24,910円	—	**24,200円**	（△ 710円）	0.97倍
60	室内空気中化学物質	揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。）	1測定地点増すごとの加算	5,080円	12,520円	**7,620円**	（＋ 2,540円）	1.50倍
61	室内空気中化学物質	揮発性有機化合物定量試験（ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。）	1測定地点につき試験成分が3成分を超える場合には1成分（複数の測定地点につき試験成分が3成分を超える場合にあっては，当該試験成分が最も多い測定地点（当該地点が複数あるときは，そのうちの1地点）につき1成分）増すごとの加算	4,410円	—	**2,000円**	（△ 2,410円）	0.45倍
62	放射性物質	放射能核種試験		16,000円	—	**21,400円**	（＋ 5,400円）	1.34倍
63	文書	診断書		1,430円	—	**1,480円**	（＋ 50円）	1.03倍

お問合せ先

1～62　保健所　衛生検査課　☎ 25－5324

63　保健所　保健総務課　☎ 25－6354

（７）土壌汚染対策法関係手数料

6項目 〔増額6〕

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	汚染土壌処理業許可申請手数料	206,000円	**208,000円**	（＋ 2,000円 ）	1.01倍
2	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	192,000円	**195,000円**	（＋ 3,000円 ）	1.02倍
3	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	188,000円	**191,000円**	（＋ 3,000円 ）	1.02倍
4	汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	103,000円	**104,000円**	（＋ 1,000円 ）	1.01倍
5	汚染土壌処理業合併等承認申請手数料	103,000円	**104,000円**	（＋ 1,000円 ）	1.01倍
6	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	103,000円	**104,000円**	（＋ 1,000円 ）	1.01倍

お問合せ先　環　境　部　環境指導課　☎ ２５－６３６９

（８）使用済自動車の再資源化関係手数料

2項目 〔変更なし2〕

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	引取業者登録等申請手数料	5,250円	**5,250円**	（ 0円 ）	1.00倍
2	フロン類回収業者登録等申請手数料	5,250円	**5,250円**	（ 0円 ）	1.00倍

お問合せ先　環　境　部　環境指導課　☎ ２５－６３６９

（９）廃棄物処理関係手数料

33項目〔増額4（うち1項目は量により減額），変更なし29〕

	項目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改定額）	改定率
1	し尿処理手数料	50リットル当たり（50リットルに満たないときは50リットルとみなし，50リットルを超える場合において50リットルに満たない端数があるときはその端数を切り捨てる。）		300円	772円	**450円**	（＋ 150円）	1.50倍
2	し尿処理手数料	工事用仮設トイレ（加算）1件当たり		1,000円	—	**50ℓ当たり150円** **ただし，550ℓ以上は，1件当たり 1,500円**	（＋ 500円）	1.50倍
3	ごみ処理手数料	1　家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集，運搬及び処分するとき。	（1）　5リットル用	10円	50円	**10円**	（ 0円）	1.00倍
4	ごみ処理手数料	1　家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集，運搬及び処分するとき。	（2）　10リットル用	20円	100円	**20円**	（ 0円）	1.00倍
5	ごみ処理手数料	1　家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集，運搬及び処分するとき。	（3）　20リットル用	40円	200円	**40円**	（ 0円）	1.00倍
6	ごみ処理手数料	1　家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集，運搬及び処分するとき。	（4）　30リットル用	60円	300円	**60円**	（ 0円）	1.00倍
7	ごみ処理手数料	1　家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集，運搬及び処分するとき。	（5）　40リットル用	80円	400円	**80円**	（ 0円）	1.00倍
8	ごみ処理手数料	1　家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集，運搬及び処分するとき。	規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあっては，規則で定める１単位につき	80円	400円	**80円**	（ 0円）	1.00倍
9	ごみ処理手数料	2　家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集，運搬及び処分するとき。		300円	1,190円	**300円**	（ 0円）	1.00倍
10	ごみ処理手数料	2　家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集，運搬及び処分するとき。		650円	1,540円	**650円**	（ 0円）	1.00倍
11	ごみ処理手数料	3　家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。		2,800円	—	**2,800円**	（ 0円）	1.00倍
12	ごみ埋立処分手数料（一般廃棄物を処分するとき。）			104円	225円	**156円**	（＋ 52円）	1.50倍
13	ごみ焼却処分手数料（事業系一般廃棄物を処分するとき。）			75円	—	**83円**	（＋ 8円）	1.11倍
14	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料			16,000円	—	**16,000円**	（ 0円）	1.00倍
15	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料			13,000円	—	**13,000円**	（ 0円）	1.00倍
16	一般廃棄物処分業許可申請手数料			16,000円	—	**16,000円**	（ 0円）	1.00倍
17	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料			13,000円	—	**13,000円**	（ 0円）	1.00倍
18	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料			16,000円	—	**16,000円**	（ 0円）	1.00倍

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
19	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料		16,000円	—	16,000円	（ 0円 ）	1.00倍
20	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法8-4規定施設	131,000円	—	131,000円	（ 0円 ）	1.00倍
21		その他	111,000円	—	111,000円	（ 0円 ）	1.00倍
22	一般廃棄物処理施設定期検査手数料		31,000円	—	31,000円	（ 0円 ）	1.00倍
23	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法8-4規定施設	121,000円	—	121,000円	（ 0円 ）	1.00倍
24		その他	101,000円	—	101,000円	（ 0円 ）	1.00倍
25	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料		28,000円	—	28,000円	（ 0円 ）	1.00倍
26	一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料		18,000円	—	18,000円	（ 0円 ）	1.00倍
27	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料		68,000円	—	68,000円	（ 0円 ）	1.00倍
28	一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料		68,000円	—	68,000円	（ 0円 ）	1.00倍
29	産業廃棄物処理施設定期検査手数料		31,000円	—	31,000円	（ 0円 ）	1.00倍
30	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料		28,000円	—	28,000円	（ 0円 ）	1.00倍
31	産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料		18,000円	—	18,000円	（ 0円 ）	1.00倍
32	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料		68,000円	—	68,000円	（ 0円 ）	1.00倍
33	産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料		68,000円	—	68,000円	（ 0円 ）	1.00倍

お問合せ先

1～2	環　境　部	廃棄物処理課（浄化管理係）	☎ ２５－６３５６
3～11	環　境　部	クリーンセンター	☎ ３６－２２１３
12	環　境　部	廃棄物処理課（廃棄物処分場）	☎ ５９－４６４６
13	環　境　部	廃棄物処理課（近文清掃工場）	☎ ５３－８９８９
14～33	環　境　部	環境指導課	☎ ２５－６３６９

（10）浄化槽保守点検業者登録等関係手数料

3項目 〔変更なし3〕

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	浄化槽保守点検業登録申請手数料	30,000円	30,000円	（ 0円 ）	1.00倍
2	浄化槽保守点検業更新登録申請手数料	30,000円	30,000円	（ 0円 ）	1.00倍
3	浄化槽清掃業許可申請手数料	10,000円	10,000円	（ 0円 ）	1.00倍

お問合せ先

環　境　部　廃棄物処理課　☎ ２５－６３５６

（11）市立旭川病院文書料

11項目 〔増額11（うち4項目は分割による新設，2項目は新設）〕

	項目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	項目	改定料金	（改定額）	改定率
1	文書料	診療費領収証明書	640円	1,120円	診療費領収証明書 その他病院事業管理者が証明するもの	**960円**	（＋ 320円 ）	1.50倍
2		妊娠証明書 その他これに類するもの	1,080円	2,460円	証明書（簡易なもの）	**1,620円**	（＋ 540円 ）	1.50倍
3		診断書 死亡診断書 その他簡単なもの	2,160円	—	証明書・診断書	**2,200円**	（＋ 40円 ）	1.02倍
4				3,350円	診断書（英文等表記のもの） 死亡診断書 公的医療給付等に係る診断書・意見書	**3,240円**	（＋ 1,080円 ）	1.50倍
5		恩給診断書 その他複雑なもの	3,240円	—	公的医療給付等に係る診断書（福祉手当等）	**3,800円**	（＋ 560円 ）	1.17倍
6				—	障害認定等診断書 公的な医療照会に対する回答書 特殊な表記が必要な診断書 その他症状の詳細に亘って記載が必要な特に複雑なもの	**4,400円**	（＋ 1,160円 ）	1.36倍
7				—	各種公的年金診断書	**4,800円**	（＋ 1,560円 ）	1.48倍

資料3－18

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	項　　目	改定料金	（改 定 額）	改定率
8	文書料	自動車損害賠償責任保険診断書 生命保険診断書	4,320円	—	生命保険・損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書（簡易なもの）	**4,400円**	（＋　80円）	1.02倍
9				—	自動車損害賠償責任保険診断書 生命保険・損害保険に係る診断書・証明書 生命保険・損害保険の給付決定のための医療照会に対する回答書	**5,500円**	（＋　1,180円）	1.27倍
10				—	特定疾患（難病）臨床個人調査票 小児慢性特定疾病医療意見書	**3,240円**	【　新　設　】	
11				—	死体検案書	**4,800円**	【　新　設　】	

お問合せ先　市立旭川病院　医事課　☎ ２４－３１８１

ウ　商工業関係手数料

（１）工業技術センター関係手数料

21項目 〔増額12，減額2，廃止7〕

	項目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改定額）	改定率
1	材料試験	引張試験	1,780円	—	**2,040円**	（＋ 260円）	1.15倍
2		曲げ試験	1,780円	—	**2,330円**	（＋ 550円）	1.31倍
3		せん断試験	1,780円	—	**2,040円**	（＋ 260円）	1.15倍
4		圧縮試験	1,780円	—	**2,380円**	（＋ 600円）	1.34倍
5		抗折試験	1,780円	—	（廃止）		
6		破壊試験	2,830円	—	**2,900円**	（＋ 70円）	1.02倍
7		偏平試験	2,830円	—	**2,900円**	（＋ 70円）	1.02倍
8		荷重試験	2,830円	—	**2,900円**	（＋ 70円）	1.02倍
9		硬さ試験	510円	—	（廃止）		
10		微小硬さ試験	3,780円	—	（廃止）		
11		顕微鏡組織試験	6,250円	—	（廃止）		
12		マクロ組織試験	3,570円	—	**3,410円**	（△ 160円）	0.96倍
13		電子顕微鏡試験	6,510円	—	**6,020円**	（△ 490円）	0.92倍
14		発光分析試験	7,950円	—	（廃止）		
15	測定・計測試験	寸法精度測定0.1㎜以上	820円	—	**1,090円**	（＋ 270円）	1.33倍
16		寸法精度測定0.01㎜以上	1,420円	—	**1,670円**	（＋ 250円）	1.18倍
17		寸法精度測定0.01㎜未満	3,570円	—	（廃止）		
18		粗さ測定	2,200円	—	**2,250円**	（＋ 50円）	1.02倍
19		膜厚試験	510円	800円	**760円**	（＋ 250円）	1.49倍
20		厚み測定	330円	—	（廃止）		
21	交付手数料	成績書謄本	310円	480円	**460円**	（＋ 150円）	1.48倍

お問合せ先　経　済　部　　産業振興課（工業技術センター）　☎ ３６－３１１１

資料3－20

（２）工芸センター関係手数料

21項目 〔増額19，減額2〕

	項目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改定額）	改定率
1	木材木質材試験	強度試験	5試片（料）まで	610円	2,850円	**910円**	（＋ 300円）	1.49倍
2		含水率測定	1条件5試片（料）まで	370円	2,850円	**550円**	（＋ 180円）	1.49倍
3	接着力試験		1条件5試片（料）まで	610円	2,850円	**910円**	（＋ 300円）	1.49倍
4	製品性能試験	繰返し荷重試験	1条件1試料4,000回ごと	1,760円	3,430円	**2,640円**	（＋ 880円）	1.50倍
5		繰返し衝撃荷重試験	1条件1試料4,000回ごと	1,760円	6,900円	**2,640円**	（＋ 880円）	1.50倍
6		静的強度試験	1条件1試料	830円	2,850円	**1,240円**	（＋ 410円）	1.49倍
7		衝撃試験	1条件1試料	830円	2,850円	**1,240円**	（＋ 410円）	1.49倍
8		耐久性試験	1条件1試料12,500回ごと	3,680円	8,640円	**5,520円**	（＋ 1,840円）	1.50倍
9	恒温恒湿処理試験	（大）	1日	5,580円	―	**2,560円**	（△ 3,020円）	0.46倍
10		（小）	1日	1,670円	2,560円	**2,500円**	（＋ 830円）	1.50倍
11	恒温水槽試験		1日	300円	2,430円	**450円**	（＋ 150円）	1.50倍
12	塗料及び塗膜試験	塗膜強度試験	1条件5試料まで	270円	3,140円	**400円**	（＋ 130円）	1.48倍
13		耐摩耗試験	1条件1試料5,000回ごと	280円	3,140円	**420円**	（＋ 140円）	1.50倍
14	振動試験		1条件	31,500円	―	**26,300円**	（△ 5,200円）	0.83倍
15	その他の木工関連試験		1式	31,500円	―	**32,400円**	（＋ 900円）	1.03倍
16	窯業試験・調整	吸水試験	1試料	330円	2,850円	**490円**	（＋ 160円）	1.48倍
17		強度試験	1試料	530円	4,010円	**790円**	（＋ 260円）	1.49倍
18		乾燥試験	1試料	210円	2,850円	**310円**	（＋ 100円）	1.48倍
19		材料調整	1kg	680円	3,580円	**1,020円**	（＋ 340円）	1.50倍
20	試験分析成績証明書		1件又は1通	210円	1,350円	**310円**	（＋ 100円）	1.48倍
21	その他の業務			31,500円以内	―	**32,400円以内**	（＋ 900円）	1.03倍

お問合せ先　経　済　部　　工芸センター　☎ ６６－１７７０

エ　農業関係手数料

（1）農業センター関係手数料

4項目〔増額2，廃止2〕

	項目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改定額）	改定率
1	土壌診断	一般分析	470円	2,350円	**700円**	（＋ 230円）	1.49倍
2		総合分析	780円	3,760円	**1,170円**	（＋ 390円）	1.50倍
3	植物体要素分析		470円	―	（廃止）		
4	土壌病害検査		470円	―	（廃止）		

お問合せ先　農政部　農業センター　☎ 61－0211

（2）市営牧場関係手数料

1項目〔増額1〕

	項目		現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
1	授精牛捕獲手数料	使用期間中１頭につき	2,100円	**2,210円**	（＋ 110円）	1.05倍

お問合せ先　農政部　農業振興課　☎ 25－7470

（３）農業委員会事務処理手数料

5項目 〔増額5（うち1項目は分割による新設）〕

項　　目	現行料金
証明書交付手数料（現地目証明の交付を除く）	300円

項目の分割

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	証明書交付手数料	現地目証明の交付を除く	300円	2,030円	**450円**	（＋ 150円 ）	1.50倍
2		受理証明	300円	1,740円	**450円**	（＋ 150円 ）	1.50倍

	項　　目		現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
3	文書の謄本又は抄本の交付手数料	１枚につき	300円	460円	**450円**	（＋ 150円 ）	1.50倍
4	現地目証明書の交付手数料	１件１筆につき	1,000円	5,190円	**1,500円**	（＋ 500円 ）	1.50倍
5		１件につき１筆を加えるごとに	300円	―	**400円**	（＋ 100円 ）	1.33倍

お問合せ先　農業委員会事務局　☎ ２５－６７２９

オ　建築・都市計画関係手数料

（1）サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請・更新手数料

11項目〔増額2，減額9〕

	項目		現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
1	サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請・更新手数料	住宅戸数10戸以内	23,000円	**22,900円**	（△ 100円）	1.00倍
2		11戸以上20戸以内	26,500円	**26,300円**	（△ 200円）	0.99倍
3		21戸以上30戸以内	30,000円	**29,800円**	（△ 200円）	0.99倍
4		31戸以上40戸以内	33,500円	**33,300円**	（△ 200円）	0.99倍
5		41戸以上50戸以内	37,000円	**36,800円**	（△ 200円）	0.99倍
6		51戸以上70戸以内	44,000円	**43,700円**	（△ 300円）	0.99倍
7		71戸以上100戸以内	54,500円	**54,200円**	（△ 300円）	0.99倍
8		101戸以上	65,000円	**64,600円**	（△ 400円）	0.99倍

※次に該当する場合は，上記の料金に下記の料金が加算されます。

9	加算	入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合	3,500円	**3,470円**	（△ 30円）	0.99倍
10		高齢者の居住の安定確保に関する法律第６条第１項第12号の前払金受領する場合	5,200円	**5,210円**	（＋ 10円）	1.00倍
11		居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の住宅がある場合	5,200円	**5,210円**	（＋ 10円）	1.00倍

お問合せ先　建　築　部　建築総務課　☎２５－９７０８

（2）開発行為許可申請手数料

38項目〔減額35，変更なし3〕

	項目		現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
	開発行為許可申請手数料					
1	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	8,600円	**8,320円**	（△ 280円）	0.97倍
2		0.1ha以上 0.3ha未満	22,000円	**20,100円**	（△ 1,900円）	0.91倍
3		0.3ha以上 0.6ha未満	43,000円	**38,900円**	（△ 4,100円）	0.90倍
4		0.6ha以上 1ha未満	86,000円	**76,700円**	（△ 9,300円）	0.89倍
5		1ha以上 3ha未満	130,000円	**115,000円**	（△ 15,000円）	0.88倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
6		主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	3ha以上 6ha未満	170,000円	**156,000円**	（△ 14,000円）	0.92倍
7			6ha以上 10ha未満	220,000円	**196,000円**	（△ 24,000円）	0.89倍
8			10ha以上	300,000円	**270,000円**	（△ 30,000円）	0.90倍
9		主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満	13,000円	**12,200円**	（△ 800円）	0.94倍
10			0.1ha以上 0.3ha未満	30,000円	**28,200円**	（△ 1,800円）	0.94倍
11			0.3ha以上 0.6ha未満	65,000円	**58,800円**	（△ 6,200円）	0.90倍
12			0.6ha以上 1ha未満	120,000円	**108,000円**	（△ 12,000円）	0.90倍
13			1ha以上 3ha未満	200,000円	**177,000円**	（△ 23,000円）	0.89倍
14			3ha以上 6ha未満	270,000円	**253,000円**	（△ 17,000円）	0.94倍
15			6ha以上 10ha未満	340,000円	**317,000円**	（△ 23,000円）	0.93倍
16			10ha以上	480,000円	**435,000円**	（△ 45,000円）	0.91倍
17		その他の開発行為	0.1ha未満	86,000円	**76,300円**	（△ 9,700円）	0.89倍
18			0.1ha以上 0.3ha未満	130,000円	**124,000円**	（△ 6,000円）	0.95倍
19			0.3ha以上 0.6ha未満	190,000円	**182,000円**	（△ 8,000円）	0.96倍
20			0.6ha以上 1ha未満	260,000円	**238,000円**	（△ 22,000円）	0.92倍
21			1ha以上 3ha未満	390,000円	**363,000円**	（△ 27,000円）	0.93倍
22			3ha以上 6ha未満	510,000円	**485,000円**	（△ 25,000円）	0.95倍
23			6ha以上 10ha未満	660,000円	**610,000円**	（△ 50,000円）	0.92倍
24			10ha以上	870,000円	**806,000円**	（△ 64,000円）	0.93倍
	開発行為変更許可申請手数料						
25		変更許可申請１件につき，右欄に掲げる額を合計した額。ただし，その額が870,000円を超えるときは，870,000円とする。	１　開発行為に関する設計の変更（２のみに該当する場合を除く。）については，開発区域の面積（２に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積，開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項の開発行為許可申請手数料の額に10分の１を乗じて得た額		**（　変更なし　）** **※ただし，上限額を806,000円とする。**		
26			２　新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第１項第１号から第４号までに掲げる事項の変更については，新たに編入される区域の面積に応じ前項の開発行為許可申請手数料の額				
27			３　その他の変更	10,000円	**9,220円**	（△ 780円）	0.92倍

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
28	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料		46,000円	**41,900円**	（△ 4,100円 ）	0.91倍
29	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		26,000円	**23,500円**	（△ 2,500円 ）	0.90倍
30	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	0.1ha未満	6,900円	**6,120円**	（△ 780円 ）	0.89倍
31		0.1ha以上 0.3ha未満	18,000円	**18,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
32		0.3ha以上 0.6ha未満	39,000円	**37,700円**	（△ 1,300円 ）	0.97倍
33		0.6ha以上 1ha未満	69,000円	**64,900円**	（△ 4,100円 ）	0.94倍
34		1ha以上	97,000円	**89,700円**	（△ 7,300円 ）	0.92倍
35	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	自己居住又は自己業務1ha未満	1,700円	**1,570円**	（△ 130円 ）	0.92倍
36		自己業務1ha以上	2,700円	**2,440円**	（△ 260円 ）	0.90倍
37		その他	17,000円	**15,600円**	（△ 1,400円 ）	0.92倍
38	開発登録簿の写しの交付手数料		470円	**410円**	（△ 60円 ）	0.87倍

お問合せ先　地域振興部　都市計画課　☎ ２５－８５３０

（３）宅地造成工事許可申請手数料

13項目〔減額12，変更なし1〕

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	宅地造成工事許可申請手数料	500㎡以内	12,000円	**10,800円**	（△ 1,200円 ）	0.90倍
2		500㎡超 1,000㎡以内	21,000円	**19,500円**	（△ 1,500円 ）	0.93倍
3		1,000㎡超 2,000㎡以内	31,000円	**28,200円**	（△ 2,800円 ）	0.91倍
4		2,000㎡超 5,000㎡以内	47,000円	**42,100円**	（△ 4,900円 ）	0.90倍
5		5,000㎡超 10,000㎡以内	67,000円	**61,500円**	（△ 5,500円 ）	0.92倍
6		10,000㎡超 20,000㎡以内	110,000円	**99,700円**	（△ 10,300円 ）	0.91倍
7		20,000㎡超 40,000㎡以内	170,000円	**153,000円**	（△ 17,000円 ）	0.90倍
8		40,000㎡超 70,000㎡以内	250,000円	**226,000円**	（△ 24,000円 ）	0.90倍
9		70,000㎡超 100,000㎡以内	340,000円	**307,000円**	（△ 33,000円 ）	0.90倍
10		100,000㎡超	420,000円	**383,000円**	（△ 37,000円 ）	0.91倍
11	宅地造成工事変更許可申請手数料	１　切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の宅地造成工事許可申請手数料の額		**（　変更なし　）**		
12		２　その他の変更	10,000円	**9,130円**	（△ 870円 ）	0.91倍

	項　　目	現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
13	優良宅地造成認定申請手数料	86,000円	**78,700円**	（△ 7,300円 ）	0.92倍

お問合せ先　地域振興部　都市計画課　☎ ２５－８５３０

（４）建築確認申請等手数料

84項目 〔増額1，減額80，変更なし3〕

	項　　目			現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
	確認申請等手数料						
1		建築物	床面積の合計が30㎡以内のもの	9,000円	**8,230円**	（△ 770円 ）	0.91倍
2			30㎡超 100㎡以内のもの	15,000円	**14,000円**	（△ 1,000円 ）	0.93倍
3			100㎡超 200㎡以内のもの	23,000円	**21,800円**	（△ 1,200円 ）	0.95倍
4			200㎡超 500㎡以内のもの	35,000円	**34,000円**	（△ 1,000円 ）	0.97倍
5			500㎡超 1,000㎡以内のもの	47,000円	**45,600円**	（△ 1,400円 ）	0.97倍
6			1,000㎡超 2,000㎡以内のもの	62,000円	**60,400円**	（△ 1,600円 ）	0.97倍
7			2,000㎡超 10,000㎡以内のもの	175,000円	**171,000円**	（△ 4,000円 ）	0.98倍
8			10,000㎡超 50,000㎡以内のもの	280,000円	**274,000円**	（△ 6,000円 ）	0.98倍
9			50,000㎡を超えるもの	510,000円	**501,000円**	（△ 9,000円 ）	0.98倍
10		建築設備	建築設備を設置する場合	12,000円	**10,800円**	（△ 1,200円 ）	0.90倍
11			確認を受けた計画を変更して建築設備を設置する場合	8,000円	**7,070円**	（△ 930円 ）	0.88倍
12		工作物	工作物を築造する場合	12,000円	**10,800円**	（△ 1,200円 ）	0.90倍
13			確認を受けた計画を変更して建築設備を設置する場合	8,000円	**7,070円**	（△ 930円 ）	0.88倍
	完了検査申請等手数料						
14		建築物	床面積の合計が30㎡以内のもの	12,000円	**10,900円**	（△ 1,100円 ）	0.91倍
15			中間検査合格証の交付を受けた場合	11,000円	**10,000円**	（△ 1,000円 ）	0.91倍
16			30㎡超 100㎡以内のもの	16,000円	**14,900円**	（△ 1,100円 ）	0.93倍
17			中間検査合格証の交付を受けた場合	15,000円	**13,800円**	（△ 1,200円 ）	0.92倍
18			100㎡超 200㎡以内のもの	20,000円	**18,700円**	（△ 1,300円 ）	0.94倍
19			中間検査合格証の交付を受けた場合	18,000円	**16,700円**	（△ 1,300円 ）	0.93倍
20			200㎡超 500㎡以内のもの	26,000円	**24,800円**	（△ 1,200円 ）	0.95倍
21			中間検査合格証の交付を受けた場合	24,000円	**22,700円**	（△ 1,300円 ）	0.95倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
22		建築物	500㎡超 1,000㎡以内のもの	41,000円	**39,500円**	（△ 1,500円）	0.96倍
23			中間検査合格証の交付を受けた場合	38,000円	**36,400円**	（△ 1,600円）	0.96倍
24			1,000㎡超 2,000㎡以内のもの	56,000円	**54,300円**	（△ 1,700円）	0.97倍
25			中間検査合格証の交付を受けた場合	52,000円	**50,300円**	（△ 1,700円）	0.97倍
26			2,000㎡超 10,000㎡以内のもの	120,000円	**119,000円**	（△ 1,000円）	0.99倍
27			中間検査合格証の交付を受けた場合	110,000円	**107,000円**	（△ 3,000円）	0.97倍
28			10,000㎡超 50,000㎡以内のもの	210,000円	**206,000円**	（△ 4,000円）	0.98倍
29			中間検査合格証の交付を受けた場合	200,000円	**196,000円**	（△ 4,000円）	0.98倍
30			50,000㎡を超えるもの	380,000円	**377,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
31			中間検査合格証の交付を受けた場合	370,000円	**363,000円**	（△ 7,000円）	0.98倍
32		建築設備		15,000円	**14,000円**	（△ 1,000円）	0.93倍
33		工作物		11,000円	**10,000円**	（△ 1,000円）	0.91倍
	中間検査申請等手数料						
34		建築物	床面積の合計が30㎡以内のもの	11,000円	**10,000円**	（△ 1,000円）	0.91倍
35			30㎡超 100㎡以内のもの	14,000円	**12,900円**	（△ 1,100円）	0.92倍
36			100㎡超 200㎡以内のもの	17,000円	**15,800円**	（△ 1,200円）	0.93倍
37			200㎡超 500㎡以内のもの	22,000円	**20,700円**	（△ 1,300円）	0.94倍
38			500㎡超 1,000㎡以内のもの	35,000円	**33,500円**	（△ 1,500円）	0.96倍
39			1,000㎡超 2,000㎡以内のもの	46,000円	**44,200円**	（△ 1,800円）	0.96倍
40			2,000㎡超 10,000㎡以内のもの	110,000円	**107,000円**	（△ 3,000円）	0.97倍
41			10,000㎡超 50,000㎡以内のもの	170,000円	**166,000円**	（△ 4,000円）	0.98倍
42			50,000㎡を超えるもの	330,000円	**324,000円**	（△ 6,000円）	0.98倍
43	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料			120,000円	**111,000円**	（△ 9,000円）	0.93倍
44	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	建築基準法第43条第2項第1号		23,000円	**23,000円**	（ 0円）	1.00倍
45		建築基準法第43条第2項第2号		33,000円	**30,200円**	（△ 2,800円）	0.92倍
46	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料			33,000円	**30,200円**	（△ 2,800円）	0.92倍
47	公共歩廊等の道路内における建築許可申請手数料			160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円）	0.91倍
48	壁面線外における建築許可申請手数料			160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円）	0.91倍
49	用途地域における建築等許可申請手数料	施行令130条に該当する場合		50,000円	**45,400円**	（△ 4,600円）	0.91倍
50		その他のもの		180,000円	**166,000円**	（△ 14,000円）	0.92倍
51	特殊建築物等敷地許可申請手数料			160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円）	0.91倍

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
52	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
53	壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		33,000円	**30,200円**	（△ 2,800円 ）	0.92倍
54	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		33,000円	**30,200円**	（△ 2,800円 ）	0.92倍
55	建築物の高さの特例認定申請手数料		27,000円	**24,500円**	（△ 2,500円 ）	0.91倍
56	建築物の高さの許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
57	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
58	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		27,000円	**24,500円**	（△ 2,500円 ）	0.91倍
59	高度利用地区における建築物の容積率，建蔽率，建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
60	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
61	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
62	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		160,000円	**146,000円**	（△ 14,000円 ）	0.91倍
63	仮設興行場等建築許可申請手数料		120,000円	**109,000円**	（△ 11,000円 ）	0.91倍
64	１年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料		160,000円	**160,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
65	一の敷地内にあるものとみなされる１又は２以上の建築物の特例認定申請手数料（建築基準法第86条第1項）	建築物の数が１又は２の場合	78,000円	**71,500円**	（△ 6,500円 ）	0.92倍
66		建築物の数が３以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍
67	既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例認定申請手数料（建築基準法第86条第2	建築物の数が１又は２の場合	78,000円	**71,500円**	（△ 6,500円 ）	0.92倍
68		建築物の数が３以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍
69	一の敷地内にあるものとみなされる１又は２以上の建築物の特例認定申請手数料（建築基準法第86条第3項）	建築物の数が１又は２の場合	160,000円	**145,000円**	（△ 15,000円 ）	0.91倍
70		建築物の数が３以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍
71	既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例認定申請手数料（建築基準法第86条第4	建築物の数が１又は２の場合	160,000円	**145,000円**	（△ 15,000円 ）	0.91倍
72		建築物の数が３以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍
73	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料（建築基準法第86条の2第1項）	建築物の数が１の場合	78,000円	**71,500円**	（△ 6,500円 ）	0.92倍
74		建築物の数が２以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
75	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料（建築基準法第86条の2第2項）	建築物の数が１の場合	160,000円	**145,000円**	（△ 15,000円 ）	0.91倍
76		建築物の数が２以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍
77	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料（建築基準法第86条の2第3項）	建築物の数が１の場合	160,000円	**145,000円**	（△ 15,000円 ）	0.91倍
78		建築物の数が２以上の場合１毎に加算する額	28,000円	**26,000円**	（△ 2,000円 ）	0.93倍
79	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料		6,400円	**6,370円**	（△ 30円 ）	1.00倍
80	現に存する建築物の数ごとに加算する額		12,000円	**11,000円**	（△ 1,000円 ）	0.92倍
81	全体計画認定申請手数料		27,000円	**24,500円**	（△ 2,500円 ）	0.91倍
82	全体計画変更認定申請手数料		27,000円	**24,500円**	（△ 2,500円 ）	0.91倍
83	建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		27,000円	**27,200円**	（＋ 200円 ）	1.01倍
84	適合通知に係る申出に対する審査手数料	建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額		**（ 変更なし ）**		

お問合せ先　　建　築　部　　建築指導課　　☎ ２５－８５９７

（５）長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

92項目 〔増額2，減額90〕

	項　　目			現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料						
1	住宅の新築に係るもの	住宅の戸数が1戸のもの		57,000円	**52,500円**	（△ 4,500円 ）	0.92倍
2			適合証の交付を受けた場合	18,000円	**16,500円**	（△ 1,500円 ）	0.92倍
3			評価書の交付を受けた場合	19,000円	**18,500円**	（△ 500円 ）	0.97倍
4		2戸以上 5戸以内のもの		120,000円	**110,000円**	（△ 10,000円 ）	0.92倍
5			適合証の交付を受けた場合	28,000円	**25,800円**	（△ 2,200円 ）	0.92倍
6			評価書の交付を受けた場合	51,000円	**50,500円**	（△ 500円 ）	0.99倍
7		6戸以上 10戸以内のもの		187,000円	**170,000円**	（△ 17,000円 ）	0.91倍
8			適合証の交付を受けた場合	44,000円	**40,100円**	（△ 3,900円 ）	0.91倍
9			評価書の交付を受けた場合	82,000円	**81,000円**	（△ 1,000円 ）	0.99倍
10		11戸以上 30戸以内のもの		380,000円	**347,000円**	（△ 33,000円 ）	0.91倍
11			適合証の交付を受けた場合	73,000円	**66,000円**	（△ 7,000円 ）	0.90倍
12			評価書の交付を受けた場合	154,000円	**152,000円**	（△ 2,000円 ）	0.99倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
13		住宅の新築に係るもの	31戸以上 50戸以内のもの	698,000円	**637,000円**	（△ 61,000円）	0.91倍
14			適合証の交付を受けた場合	114,000円	**103,000円**	（△ 11,000円）	0.90倍
15			評価書の交付を受けた場合	258,000円	**255,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
16			51戸以上 100戸以内のもの	1,200,000円	**1,102,000円**	（△ 98,000円）	0.92倍
17			適合証の交付を受けた場合	171,000円	**155,000円**	（△ 16,000円）	0.91倍
18			評価書の交付を受けた場合	372,000円	**368,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
19			101戸以上 200戸以内のもの	2,250,000円	**2,060,000円**	（△ 190,000円）	0.92倍
20			適合証の交付を受けた場合	285,000円	**259,000円**	（△ 26,000円）	0.91倍
21			評価書の交付を受けた場合	660,000円	**654,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
22			201戸以上 300戸以内のもの	3,200,000円	**2,928,000円**	（△ 272,000円）	0.92倍
23			適合証の交付を受けた場合	348,000円	**316,000円**	（△ 32,000円）	0.91倍
24			評価書の交付を受けた場合	852,000円	**843,000円**	（△ 9,000円）	0.99倍
25			301戸以上のもの	3,930,000円	**3,598,000円**	（△ 332,000円）	0.92倍
26			適合証の交付を受けた場合	393,000円	**355,000円**	（△ 38,000円）	0.90倍
27			評価書の交付を受けた場合	1,031,000円	**1,020,000円**	（△ 11,000円）	0.99倍
28		住宅の増築又は改築に係るもの	住宅の戸数が1戸のもの	83,000円	**81,500円**	（△ 1,500円）	0.98倍
29			適合証の交付を受けた場合	27,000円	**26,200円**	（△ 800円）	0.97倍
30			2戸以上 5戸以内のもの	171,000円	**168,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
31			適合証の交付を受けた場合	42,000円	**41,100円**	（△ 900円）	0.98倍
32			6戸以上 10戸以内のもの	264,000円	**259,000円**	（△ 5,000円）	0.98倍
33			適合証の交付を受けた場合	66,000円	**64,500円**	（△ 1,500円）	0.98倍
34			11戸以上 30戸以内のもの	534,000円	**526,000円**	（△ 8,000円）	0.99倍
35			適合証の交付を受けた場合	109,000円	**106,000円**	（△ 3,000円）	0.97倍
36			31戸以上 50戸以内のもの	979,000円	**964,000円**	（△ 15,000円）	0.98倍
37			適合証の交付を受けた場合	171,000円	**167,000円**	（△ 4,000円）	0.98倍
38			51戸以上 100戸以内のもの	1,680,000円	**1,662,000円**	（△ 18,000円）	0.99倍
39			適合証の交付を受けた場合	256,000円	**251,000円**	（△ 5,000円）	0.98倍
40			101戸以上 200戸以内のもの	3,140,000円	**3,099,000円**	（△ 41,000円）	0.99倍
41			適合証の交付を受けた場合	427,000円	**419,000円**	（△ 8,000円）	0.98倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
42		住宅の増築又は改築に係るもの	201戸以上 300戸以内のもの	4,470,000円	**4,405,000円**	（△ 65,000円）	0.99倍
43			適合証の交付を受けた場合	522,000円	**511,000円**	（△ 11,000円）	0.98倍
44			301戸以上のもの	5,480,000円	**5,399,000円**	（△ 81,000円）	0.99倍
45			適合証の交付を受けた場合	589,000円	**577,000円**	（△ 12,000円）	0.98倍
	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料						
46		認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事の着手予定時期若しくは完了予定時期又は譲受人の決定の予定時期についてのみ変更する場合		1,000円	**950円**	（△ 50円）	0.95倍
47		住宅の新築に係るもの	住宅の戸数が1戸のもの	31,000円	**28,600円**	（△ 2,400円）	0.92倍
48			適合証又は評価書の交付を受けた場合	12,000円	**10,600円**	（△ 1,400円）	0.88倍
49			2戸以上 5戸以内のもの	66,000円	**60,000円**	（△ 6,000円）	0.91倍
50			適合証の交付を受けた場合	20,000円	**17,900円**	（△ 2,100円）	0.90倍
51			評価書の交付を受けた場合	30,000円	**30,200円**	（＋ 200円）	1.01倍
52			6戸以上 10戸以内のもの	103,000円	**94,300円**	（△ 8,700円）	0.92倍
53			適合証の交付を受けた場合	32,000円	**29,000円**	（△ 3,000円）	0.91倍
54			評価書の交付を受けた場合	50,000円	**49,400円**	（△ 600円）	0.99倍
55			11戸以上 30戸以内のもの	205,000円	**186,000円**	（△ 19,000円）	0.91倍
56			適合証の交付を受けた場合	51,000円	**45,800円**	（△ 5,200円）	0.90倍
57			評価書の交付を受けた場合	90,000円	**89,300円**	（△ 700円）	0.99倍
58			31戸以上 50戸以内のもの	376,000円	**343,000円**	（△ 33,000円）	0.91倍
59			適合証の交付を受けた場合	84,000円	**75,800円**	（△ 8,200円）	0.90倍
60			評価書の交付を受けた場合	154,000円	**152,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
61			51戸以上 100戸以内のもの	649,000円	**593,000円**	（△ 56,000円）	0.91倍
62			適合証の交付を受けた場合	132,000円	**119,000円**	（△ 13,000円）	0.90倍
63			評価書の交付を受けた場合	229,000円	**226,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
64			101戸以上 200戸以内のもの	1,200,000円	**1,099,000円**	（△ 101,000円）	0.92倍
65			適合証の交付を受けた場合	219,000円	**199,000円**	（△ 20,000円）	0.91倍
66			評価書の交付を受けた場合	401,000円	**396,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
67			201戸以上 300戸以内のもの	1,690,000円	**1,550,000円**	（△ 140,000円）	0.92倍
68			適合証の交付を受けた場合	269,000円	**243,000円**	（△ 26,000円）	0.90倍
69			評価書の交付を受けた場合	513,000円	**507,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
70	住宅の新築に係るもの	301戸以上のもの		2,060,000円	**1,889,000円**	（△ 171,000円）	0.92倍
71			適合証の交付を受けた場合	297,000円	**268,000円**	（△ 29,000円）	0.90倍
72			評価書の交付を受けた場合	609,000円	**601,000円**	（△ 8,000円）	0.99倍
73	住宅の増築又は改築に係るもの	住宅の戸数が1戸のもの		45,000円	**44,400円**	（△ 600円）	0.99倍
74			適合証の交付を受けた場合	17,000円	**16,700円**	（△ 300円）	0.98倍
75		2戸以上 5戸以内のもの		93,000円	**91,800円**	（△ 1,200円）	0.99倍
76			適合証の交付を受けた場合	28,000円	**28,100円**	（＋ 100円）	1.00倍
77		6戸以上 10戸以内のもの		146,000円	**143,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
78			適合証の交付を受けた場合	47,000円	**45,600円**	（△ 1,400円）	0.97倍
79		11戸以上 30戸以内のもの		287,000円	**282,000円**	（△ 5,000円）	0.98倍
80			適合証の交付を受けた場合	74,000円	**72,700円**	（△ 1,300円）	0.98倍
81		31戸以上 50戸以内のもの		527,000円	**518,000円**	（△ 9,000円）	0.98倍
82			適合証の交付を受けた場合	123,000円	**120,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
83		51戸以上 100戸以内のもの		908,000円	**894,000円**	（△ 14,000円）	0.98倍
84			適合証の交付を受けた場合	193,000円	**188,000円**	（△ 5,000円）	0.97倍
85		101戸以上 200戸以内のもの		1,680,000円	**1,653,000円**	（△ 27,000円）	0.98倍
86			適合証の交付を受けた場合	320,000円	**313,000円**	（△ 7,000円）	0.98倍
87		201戸以上 300戸以内のもの		2,367,000円	**2,330,000円**	（△ 37,000円）	0.98倍
88			適合証の交付を受けた場合	392,000円	**383,000円**	（△ 9,000円）	0.98倍
89		301戸以上のもの		2,880,000円	**2,835,000円**	（△ 45,000円）	0.98倍
90			適合証の交付を受けた場合	434,000円	**424,000円**	（△ 10,000円）	0.98倍
91	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1,800円	**1,700円**	（△ 100円）	0.94倍
92	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料			1,800円	**1,700円**	（△ 100円）	0.94倍

お問合せ先　建　築　部　　建築指導課　　☎ ２５－８５９７

（６）低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

109項目 〔増額3，減額106〕

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料						
1	住宅の戸数を単位として認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸		39,000円	**35,000円**	（△ 4,000円）	0.90倍
2			適合証の交付を受けた場合	6,000円	**5,610円**	（△ 390円）	0.94倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
3		住宅の戸数を単位として認定を申請する場合	2戸以上 5戸以内	72,000円	**64,100円**	（△ 7,900円）	0.89倍
4			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**9,670円**	（△ 330円）	0.97倍
5			6戸以上 10戸以内	101,000円	**90,100円**	（△ 10,900円）	0.89倍
6			適合証の交付を受けた場合	17,000円	**15,900円**	（△ 1,100円）	0.94倍
7			11戸以上 25戸以内	142,000円	**126,000円**	（△ 16,000円）	0.89倍
8			適合証の交付を受けた場合	29,000円	**26,000円**	（△ 3,000円）	0.90倍
9			26戸以上 50戸以内	204,000円	**181,000円**	（△ 23,000円）	0.89倍
10			適合証の交付を受けた場合	48,000円	**42,700円**	（△ 5,300円）	0.89倍
11			51戸以上 100戸以内	291,000円	**259,000円**	（△ 32,000円）	0.89倍
12			適合証の交付を受けた場合	84,000円	**74,800円**	（△ 9,200円）	0.89倍
13			101戸以上 200戸以内	393,000円	**349,000円**	（△ 44,000円）	0.89倍
14			適合証の交付を受けた場合	131,000円	**116,000円**	（△ 15,000円）	0.89倍
15			201戸以上 300戸以内	516,000円	**459,000円**	（△ 57,000円）	0.89倍
16			適合証の交付を受けた場合	166,000円	**147,000円**	（△ 19,000円）	0.89倍
17			301戸以上	608,000円	**540,000円**	（△ 68,000円）	0.89倍
18			適合証の交付を受けた場合	178,000円	**159,000円**	（△ 19,000円）	0.89倍
19		共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	115,000円	**102,000円**	（△ 13,000円）	0.89倍
20			適合証の交付を受けた場合	12,000円	**10,700円**	（△ 1,300円）	0.89倍
21			300㎡超 2,000㎡以内	189,000円	**168,000円**	（△ 21,000円）	0.89倍
22			適合証の交付を受けた場合	30,000円	**27,300円**	（△ 2,700円）	0.91倍
23			2,000㎡超 5,000㎡以内	291,000円	**258,000円**	（△ 33,000円）	0.89倍
24			適合証の交付を受けた場合	84,000円	**74,800円**	（△ 9,200円）	0.89倍
25			5,000㎡超 10,000㎡以内	371,000円	**330,000円**	（△ 41,000円）	0.89倍
26			適合証の交付を受けた場合	130,000円	**116,000円**	（△ 14,000円）	0.89倍
27			10,000㎡超 25,000㎡以内	443,000円	**394,000円**	（△ 49,000円）	0.89倍
28			適合証の交付を受けた場合	164,000円	**146,000円**	（△ 18,000円）	0.89倍
29			25,000㎡超	515,000円	**458,000円**	（△ 57,000円）	0.89倍
30			適合証の交付を受けた場合	204,000円	**181,000円**	（△ 23,000円）	0.89倍
31			床面積が300㎡以内	255,000円	**227,000円**	（△ 28,000円）	0.89倍
32			適合証の交付を受けた場合	15,000円	**14,200円**	（△ 800円）	0.95倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
33		住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	300㎡超 2,000㎡以内	406,000円	**361,000円**	（△ 45,000円）	0.89倍
34			適合証の交付を受けた場合	36,000円	**32,700円**	（△ 3,300円）	0.91倍
35			2,000㎡超 5,000㎡以内	575,000円	**511,000円**	（△ 64,000円）	0.89倍
36			適合証の交付を受けた場合	91,000円	**81,900円**	（△ 9,100円）	0.90倍
37			5,000㎡超 10,000㎡以内	702,000円	**625,000円**	（△ 77,000円）	0.89倍
38			適合証の交付を受けた場合	139,000円	**124,000円**	（△ 15,000円）	0.89倍
39			10,000㎡超 25,000㎡以内	827,000円	**736,000円**	（△ 91,000円）	0.89倍
40			適合証の交付を受けた場合	174,000円	**155,000円**	（△ 19,000円）	0.89倍
41			25,000㎡超	942,000円	**838,000円**	（△ 104,000円）	0.89倍
42			適合証の交付を受けた場合	216,000円	**192,000円**	（△ 24,000円）	0.89倍
43		住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	90,000円	**89,000円**	（△ 1,000円）	0.99倍
44			適合証の交付を受けた場合	15,000円	**14,000円**	（△ 1,000円）	0.93倍
45			300㎡超 2,000㎡以内	155,000円	**153,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
46			適合証の交付を受けた場合	36,000円	**32,400円**	（△ 3,600円）	0.90倍
47			2,000㎡超 5,000㎡以内	243,000円	**240,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
48			適合証の交付を受けた場合	91,000円	**81,200円**	（△ 9,800円）	0.89倍
49			5,000㎡超 10,000㎡以内	312,000円	**307,000円**	（△ 5,000円）	0.98倍
50			適合証の交付を受けた場合	139,000円	**123,000円**	（△ 16,000円）	0.88倍
51			10,000㎡超 25,000㎡以内	371,000円	**367,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
52			適合証の交付を受けた場合	174,000円	**154,000円**	（△ 20,000円）	0.89倍
53			25,000㎡超	434,000円	**428,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
54			適合証の交付を受けた場合	216,000円	**190,000円**	（△ 26,000円）	0.88倍
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料						
55		認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る建築物に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期についてのみ変更する場合		1,000円	**950円**	（△ 50円）	0.95倍
56		住宅の戸数を単位として変更の認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸	21,000円	**19,500円**	（△ 1,500円）	0.93倍
57			適合証の交付を受けた場合	5,000円	**4,830円**	（△ 170円）	0.97倍
58			2戸以上 5戸以内	40,000円	**36,100円**	（△ 3,900円）	0.90倍
59			適合証の交付を受けた場合	9,000円	**8,890円**	（△ 110円）	0.99倍
60			6戸以上 10戸以内	58,000円	**52,000円**	（△ 6,000円）	0.90倍
61			適合証の交付を受けた場合	16,000円	**14,900円**	（△ 1,100円）	0.93倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
62		住宅の戸数を単位として変更の認定を申請する場合	11戸以上 25戸以内	84,000円	**74,900円**	（△ 9,100円）	0.89倍
63			適合証の交付を受けた場合	27,000円	**24,600円**	（△ 2,400円）	0.91倍
64			26戸以上 50戸以内	123,000円	**110,000円**	（△ 13,000円）	0.89倍
65			適合証の交付を受けた場合	45,000円	**40,700円**	（△ 4,300円）	0.90倍
66			51戸以上 100戸以内	184,000円	**164,000円**	（△ 20,000円）	0.89倍
67			適合証の交付を受けた場合	81,000円	**72,100円**	（△ 8,900円）	0.89倍
68			101戸以上 200戸以内	258,000円	**230,000円**	（△ 28,000円）	0.89倍
69			適合証の交付を受けた場合	127,000円	**113,000円**	（△ 14,000円）	0.89倍
70			201戸以上 300戸以内	336,000円	**299,000円**	（△ 37,000円）	0.89倍
71			適合証の交付を受けた場合	161,000円	**143,000円**	（△ 18,000円）	0.89倍
72			301戸以上	387,000円	**344,000円**	（△ 43,000円）	0.89倍
73			適合証の交付を受けた場合	172,000円	**153,000円**	（△ 19,000円）	0.89倍
74		共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	62,000円	**55,200円**	（△ 6,800円）	0.89倍
75			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**9,470円**	（△ 530円）	0.95倍
76			300㎡超 2,000㎡以内	107,000円	**95,700円**	（△ 11,300円）	0.89倍
77			適合証の交付を受けた場合	28,000円	**25,200円**	（△ 2,800円）	0.90倍
78			2,000㎡超 5,000㎡以内	184,000円	**164,000円**	（△ 20,000円）	0.89倍
79			適合証の交付を受けた場合	81,000円	**72,200円**	（△ 8,800円）	0.89倍
80			5,000㎡超 10,000㎡以内	247,000円	**220,000円**	（△ 27,000円）	0.89倍
81			適合証の交付を受けた場合	127,000円	**113,000円**	（△ 14,000円）	0.89倍
82			10,000㎡超 25,000㎡以内	300,000円	**266,000円**	（△ 34,000円）	0.89倍
83			適合証の交付を受けた場合	160,000円	**142,000円**	（△ 18,000円）	0.89倍
84			25,000㎡超	355,000円	**316,000円**	（△ 39,000円）	0.89倍
85			適合証の交付を受けた場合	200,000円	**177,000円**	（△ 23,000円）	0.89倍
86		住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定	床面積が300㎡以内	132,000円	**117,000円**	（△ 15,000円）	0.89倍
87			適合証の交付を受けた場合	11,000円	**11,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
88			300㎡超 2,000㎡以内	215,000円	**192,000円**	（△ 23,000円）	0.89倍
89			適合証の交付を受けた場合	31,000円	**27,900円**	（△ 3,100円）	0.90倍
90			2,000㎡超 5,000㎡以内	326,000円	**290,000円**	（△ 36,000円）	0.89倍
91			適合証の交付を受けた場合	84,000円	**75,700円**	（△ 8,300円）	0.90倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
92	める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	5,000㎡超 10,000㎡以内		412,000円	**367,000円**	（△ 45,000円）	0.89倍
93			適合証の交付を受けた場合	131,000円	**117,000円**	（△ 14,000円）	0.89倍
94		10,000㎡超 25,000㎡以内		492,000円	**437,000円**	（△ 55,000円）	0.89倍
95			適合証の交付を受けた場合	165,000円	**147,000円**	（△ 18,000円）	0.89倍
96		25,000㎡超		568,000円	**506,000円**	（△ 62,000円）	0.89倍
97			適合証の交付を受けた場合	206,000円	**183,000円**	（△ 23,000円）	0.89倍
98	住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内		49,000円	**48,600円**	（△ 400円）	0.99倍
99			適合証の交付を受けた場合	11,000円	**11,100円**	（＋ 100円）	1.01倍
100		300㎡超 2,000㎡以内		88,000円	**88,300円**	（＋ 300円）	1.00倍
101			適合証の交付を受けた場合	31,000円	**27,700円**	（△ 3,300円）	0.89倍
102		2,000㎡超 5,000㎡以内		156,000円	**154,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
103			適合証の交付を受けた場合	84,000円	**75,100円**	（△ 8,900円）	0.89倍
104		5,000㎡超 10,000㎡以内		211,000円	**208,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
105			適合証の交付を受けた場合	131,000円	**116,000円**	（△ 15,000円）	0.89倍
106		10,000㎡超 25,000㎡以内		255,000円	**252,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
107			適合証の交付を受けた場合	165,000円	**146,000円**	（△ 19,000円）	0.88倍
108		25,000㎡超		304,000円	**300,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
109			適合証の交付を受けた場合	206,000円	**181,000円**	（△ 25,000円）	0.88倍

お問合せ先　建　築　部　　建築指導課　　☎ ２５－８５９７

（７）建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

173項目〔増額42，減額130，変更なし1〕

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料						
1	１　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内		216,000円	**213,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
2		300㎡超 2,000㎡以内		378,000円	**373,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
3		2,000㎡超 5,000㎡以内		533,000円	**525,000円**	（△ 8,000円）	0.98倍
4		5,000㎡超 10,000㎡以内		652,000円	**642,000円**	（△ 10,000円）	0.98倍
5		10,000㎡超 25,000㎡以内		769,000円	**758,000円**	（△ 11,000円）	0.99倍
6		25,000㎡超		874,000円	**862,000円**	（△ 12,000円）	0.99倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
7		2　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	82,000円	**80,900円**	（△ 1,100円）	0.99倍
8			300㎡超 2,000㎡以内	146,000円	**144,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
9			2,000㎡超 5,000㎡以内	231,000円	**227,000円**	（△ 4,000円）	0.98倍
10			5,000㎡超 10,000㎡以内	298,000円	**294,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
11			10,000㎡超 25,000㎡以内	357,000円	**352,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
12			25,000㎡超	417,000円	**411,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
13		3　1及び2に掲げる場合以外の判定を申請し，又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	10,000円	**10,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
14			300㎡超 2,000㎡以内	29,000円	**28,900円**	（△ 100円）	1.00倍
15			2,000㎡超 5,000㎡以内	89,000円	**86,400円**	（△ 2,600円）	0.97倍
16			5,000㎡超 10,000㎡以内	138,000円	**136,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
17			10,000㎡超 25,000㎡以内	175,000円	**172,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
18			25,000㎡超	218,000円	**215,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料						
19		1　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	112,000円	**110,000円**	（△ 2,000円）	0.98倍
20			300㎡超 2,000㎡以内	200,000円	**198,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
21			2,000㎡超 5,000㎡以内	301,000円	**297,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
22			5,000㎡超 10,000㎡以内	381,000円	**376,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
23			10,000㎡超 25,000㎡以内	454,000円	**448,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
24			25,000㎡超	524,000円	**517,000円**	（△ 7,000円）	0.99倍
25		2　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	45,000円	**44,500円**	（△ 500円）	0.99倍
26			300㎡超 2,000㎡以内	84,000円	**83,700円**	（△ 300円）	1.00倍
27			2,000㎡超 5,000㎡以内	150,000円	**148,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
28			5,000㎡超 10,000㎡以内	204,000円	**201,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
29			10,000㎡超 25,000㎡以内	248,000円	**245,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
30			25,000㎡超	296,000円	**291,000円**	（△ 5,000円）	0.98倍
31		3　1及び2に掲げる場合以外の判定若しくは書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	10,000円	**10,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
32			300㎡超 2,000㎡以内	29,000円	**28,900円**	（△ 100円）	1.00倍
33			2,000㎡超 5,000㎡以内	89,000円	**86,400円**	（△ 2,600円）	0.97倍
34			5,000㎡超 10,000㎡以内	138,000円	**136,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
35			10,000㎡超 25,000㎡以内	175,000円	**172,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
36			25,000㎡超	218,000円	**215,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料						
37	1　住宅の戸数を単位として認定を申請する場合	1戸（床面積が200㎡以内）		34,000円	**33,800円**	（△ 200円）	0.99倍
38			適合証の交付を受けた場合	7,000円	**7,010円**	（＋ 10円）	1.00倍
39		1戸（200㎡超）		38,000円	**38,200円**	（＋ 200円）	1.01倍
40			適合証の交付を受けた場合	7,000円	**7,010円**	（＋ 10円）	1.00倍
41		2戸以上 4戸以内		66,000円	**65,700円**	（△ 300円）	1.00倍
42			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,600円**	（＋ 600円）	1.06倍
43		5戸以上 15戸以内		111,000円	**109,000円**	（△ 2,000円）	0.98倍
44			適合証の交付を受けた場合	22,000円	**22,600円**	（＋ 600円）	1.03倍
45		16戸以上 45戸以内		188,000円	**185,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
46			適合証の交付を受けた場合	50,000円	**50,200円**	（＋ 200円）	1.00倍
47		46戸以上		268,000円	**264,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
48			適合証の交付を受けた場合	91,000円	**89,900円**	（△ 1,100円）	0.99倍
49	2　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合	床面積が300㎡以内		66,000円	**65,500円**	（△ 500円）	0.99倍
50			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,400円**	（＋ 400円）	1.04倍
51		300㎡超 2,000㎡以内		111,000円	**109,000円**	（△ 2,000円）	0.98倍
52			適合証の交付を受けた場合	22,000円	**22,400円**	（＋ 400円）	1.02倍
53		2,000㎡超 5,000㎡以内		188,000円	**185,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
54			適合証の交付を受けた場合	50,000円	**50,100円**	（＋ 100円）	1.00倍
55		5,000㎡超		268,000円	**264,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
56			適合証の交付を受けた場合	91,000円	**89,700円**	（△ 1,300円）	0.99倍
57	3　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ	床面積が300㎡以内		216,000円	**213,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
58			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
59		300㎡超 2,000㎡以内		378,000円	**373,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
60			適合証の交付を受けた場合	29,000円	**29,300円**	（＋ 300円）	1.01倍
61		2,000㎡超 5,000㎡以内		533,000円	**525,000円**	（△ 8,000円）	0.98倍
62			適合証の交付を受けた場合	89,000円	**87,800円**	（△ 1,200円）	0.99倍
63		5,000㎡超 10,000㎡以内		652,000円	**642,000円**	（△ 10,000円）	0.98倍
64			適合証の交付を受けた場合	140,000円	**138,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
65		(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	10,000㎡超 25,000㎡以内	769,000円	**758,000円**	（△ 11,000円）	0.99倍
66			適合証の交付を受けた場合	178,000円	**175,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
67			25,000㎡超	874,000円	**862,000円**	（△ 12,000円）	0.99倍
68			適合証の交付を受けた場合	222,000円	**219,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
69		4　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	82,000円	**80,900円**	（△ 1,100円）	0.99倍
70			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
71			300㎡超 2,000㎡以内	146,000円	**144,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
72			適合証の交付を受けた場合	29,000円	**29,300円**	（＋ 300円）	1.01倍
73			2,000㎡超 5,000㎡以内	231,000円	**227,000円**	（△ 4,000円）	0.98倍
74			適合証の交付を受けた場合	89,000円	**87,800円**	（△ 1,200円）	0.99倍
75			5,000㎡超 10,000㎡以内	298,000円	**294,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
76			適合証の交付を受けた場合	140,000円	**138,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
77			10,000㎡超 25,000㎡以内	357,000円	**352,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
78			適合証の交付を受けた場合	178,000円	**175,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
79			25,000㎡超	417,000円	**411,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
80			適合証の交付を受けた場合	222,000円	**219,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料						
81		認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期についてのみ変更する場合		1,000円	**940円**	（△ 60円）	0.94倍
82		1　住宅の戸数を単位として変更の認定を申請する場合	1戸（床面積が200㎡以内）	19,000円	**18,900円**	（△ 100円）	0.99倍
83			適合証の交付を受けた場合	5,000円	**5,540円**	（＋ 540円）	1.11倍
84			1戸（200㎡超）	21,000円	**21,100円**	（＋ 100円）	1.00倍
85			適合証の交付を受けた場合	5,000円	**5,540円**	（＋ 540円）	1.11倍
86			2戸以上 4戸以内	37,000円	**36,800円**	（△ 200円）	0.99倍
87			適合証の交付を受けた場合	9,000円	**9,340円**	（＋ 340円）	1.04倍
88			5戸以上 15戸以内	64,000円	**63,400円**	（△ 600円）	0.99倍
89			適合証の交付を受けた場合	20,000円	**19,900円**	（△ 100円）	1.00倍
90			16戸以上 45戸以内	113,000円	**112,000円**	（△ 1,000円）	0.99倍
91			適合証の交付を受けた場合	45,000円	**44,400円**	（△ 600円）	0.99倍
92			46戸以上	169,000円	**166,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
93			適合証の交付を受けた場合	80,000円	**79,400円**	（△ 600円）	0.99倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
94		2　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	37,000円	**36,800円**	（△ 200円）	0.99倍
95			適合証の交付を受けた場合	9,000円	**9,260円**	（＋ 260円）	1.03倍
96			300㎡超 2,000㎡以内	64,000円	**63,300円**	（△ 700円）	0.99倍
97			適合証の交付を受けた場合	20,000円	**19,800円**	（△ 200円）	0.99倍
98			2,000㎡超 5,000㎡以内	113,000円	**112,000円**	（△ 1,000円）	0.99倍
99			適合証の交付を受けた場合	44,000円	**44,300円**	（＋ 300円）	1.01倍
100			5,000㎡超	169,000円	**166,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
101			適合証の交付を受けた場合	80,000円	**79,300円**	（△ 700円）	0.99倍
102		3　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第８条第１号イ(１)及びロ(１)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	112,000円	**110,000円**	（△ 2,000円）	0.98倍
103			適合証の交付を受けた場合	9,000円	**9,160円**	（＋ 160円）	1.02倍
104			300㎡超 2,000㎡以内	200,000円	**198,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
105			適合証の交付を受けた場合	26,000円	**26,100円**	（＋ 100円）	1.00倍
106			2,000㎡超 5,000㎡以内	301,000円	**297,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
107			適合証の交付を受けた場合	79,000円	**78,400円**	（△ 600円）	0.99倍
108			5,000㎡超 10,000㎡以内	381,000円	**376,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
109			適合証の交付を受けた場合	125,000円	**124,000円**	（△ 1,000円）	0.99倍
110			10,000㎡超 25,000㎡以内	454,000円	**448,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
111			適合証の交付を受けた場合	159,000円	**156,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
112			25,000㎡超	524,000円	**517,000円**	（△ 7,000円）	0.99倍
113			適合証の交付を受けた場合	198,000円	**195,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
114		4　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ(２)及びロ(２)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	45,000円	**44,500円**	（△ 500円）	0.99倍
115			適合証の交付を受けた場合	9,000円	**9,160円**	（＋ 160円）	1.02倍
116			300㎡超 2,000㎡以内	84,000円	**83,700円**	（△ 300円）	1.00倍
117			適合証の交付を受けた場合	26,000円	**26,100円**	（＋ 100円）	1.00倍
118			2,000㎡超 5,000㎡以内	150,000円	**148,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
119			適合証の交付を受けた場合	79,000円	**78,400円**	（△ 600円）	0.99倍
120			5,000㎡超 10,000㎡以内	204,000円	**201,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
121			適合証の交付を受けた場合	125,000円	**124,000円**	（△ 1,000円）	0.99倍
122			10,000㎡超 25,000㎡以内	248,000円	**245,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
123			適合証の交付を受けた場合	159,000円	**156,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍

	項　　目			現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
124			25,000㎡超	296,000円	**291,000円**	（△ 5,000円 ）	0.98倍
125			適合証の交付を受けた場合	198,000円	**195,000円**	（△ 3,000円 ）	0.98倍
	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料						
126	1　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(１)及びロ(１)に適合している旨の認定を申請する場合		床面積が200㎡以内	34,000円	**33,800円**	（△ 200円 ）	0.99倍
127			適合証の交付を受けた場合	7,000円	**7,010円**	（＋ 10円 ）	1.00倍
128			200㎡超	38,000円	**38,200円**	（＋ 200円 ）	1.01倍
129			適合証の交付を受けた場合	7,000円	**7,010円**	（＋ 10円 ）	1.00倍
130	2　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項		床面積が200㎡以内	16,000円	**16,500円**	（＋ 500円 ）	1.03倍
131			適合証の交付を受けた場合	7,000円	**7,010円**	（＋ 10円 ）	1.00倍
132	第２号イ(２)及びロ(２)に適合している旨の認定を申請する場合		200㎡超	18,000円	**18,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
133			適合証の交付を受けた場合	7,000円	**7,010円**	（＋ 10円 ）	1.00倍
134	3　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合		床面積が300㎡以内	66,000円	**65,500円**	（△ 500円 ）	0.99倍
135			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,400円**	（＋ 400円 ）	1.04倍
136			300㎡超 2,000㎡以内	111,000円	**109,000円**	（△ 2,000円 ）	0.98倍
137			適合証の交付を受けた場合	22,000円	**22,400円**	（＋ 400円 ）	1.02倍
138			2,000㎡超 5,000㎡以内	188,000円	**185,000円**	（△ 3,000円 ）	0.98倍
139			適合証の交付を受けた場合	50,000円	**50,100円**	（＋ 100円 ）	1.00倍
140			5,000㎡超	268,000円	**264,000円**	（△ 4,000円 ）	0.99倍
141			適合証の交付を受けた場合	91,000円	**89,700円**	（△ 1,300円 ）	0.99倍
142	4　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合		床面積が300㎡以内	30,000円	**30,400円**	（＋ 400円 ）	1.01倍
143			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,600円**	（＋ 600円 ）	1.06倍
144			300㎡超 2,000㎡以内	53,000円	**52,500円**	（△ 500円 ）	0.99倍
145			適合証の交付を受けた場合	22,000円	**22,600円**	（＋ 600円 ）	1.03倍
146			2,000㎡超 5,000㎡以内	95,000円	**94,300円**	（△ 700円 ）	0.99倍
147			適合証の交付を受けた場合	50,000円	**50,200円**	（＋ 200円 ）	1.00倍
148			5,000㎡超	143,000円	**141,000円**	（△ 2,000円 ）	0.99倍
149			適合証の交付を受けた場合	91,000円	**89,900円**	（△ 1,100円 ）	0.99倍

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
150		5　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	216,000円	**213,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
151			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
152			300㎡超 2,000㎡以内	381,000円	**376,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
153			適合証の交付を受けた場合	29,000円	**29,300円**	（＋ 300円）	1.01倍
154			2,000㎡超 5,000㎡以内	536,000円	**529,000円**	（△ 7,000円）	0.99倍
155			適合証の交付を受けた場合	89,000円	**87,800円**	（△ 1,200円）	0.99倍
156			5,000㎡超 10,000㎡以内	656,000円	**647,000円**	（△ 9,000円）	0.99倍
157			適合証の交付を受けた場合	140,000円	**138,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
158			10,000㎡超 25,000㎡以内	774,000円	**763,000円**	（△ 11,000円）	0.99倍
159			適合証の交付を受けた場合	178,000円	**175,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
160			25,000㎡超	880,000円	**867,000円**	（△ 13,000円）	0.99倍
161			適合証の交付を受けた場合	222,000円	**219,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
162		6　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	82,000円	**80,900円**	（△ 1,100円）	0.99倍
163			適合証の交付を受けた場合	10,000円	**10,200円**	（＋ 200円）	1.02倍
164			300㎡超 2,000㎡以内	147,000円	**145,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
165			適合証の交付を受けた場合	29,000円	**29,300円**	（＋ 300円）	1.01倍
166			2,000㎡超 5,000㎡以内	232,000円	**229,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍
167			適合証の交付を受けた場合	89,000円	**87,800円**	（△ 1,200円）	0.99倍
168			5,000㎡超 10,000㎡以内	299,000円	**295,000円**	（△ 4,000円）	0.99倍
169			適合証の交付を受けた場合	140,000円	**138,000円**	（△ 2,000円）	0.99倍
170			10,000㎡超 25,000㎡以内	359,000円	**354,000円**	（△ 5,000円）	0.99倍
171			適合証の交付を受けた場合	178,000円	**175,000円**	（△ 3,000円）	0.98倍
172			25,000㎡超	419,000円	**413,000円**	（△ 6,000円）	0.99倍
173			適合証の交付を受けた場合	222,000円	**219,000円**	（△ 3,000円）	0.99倍

お問合せ先　建　築　部　建築指導課　☎ ２５－８５９７

（８）優良住宅新築認定申請手数料

14項目 〔減額14〕

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
	優良住宅新築認定申請手数料						
1		土地の面積が1,000㎡以上のもの	床面積の合計が100㎡以下のもの	6,200円	**5,840円**	（△ 360円）	0.94倍
2			100㎡超 500㎡以内のもの	8,600円	**8,160円**	（△ 440円）	0.95倍
3			500㎡超 2,000㎡以内のもの	13,000円	**12,200円**	（△ 800円）	0.94倍
4			2,000㎡超 10,000㎡以内のもの	35,000円	**32,700円**	（△ 2,300円）	0.93倍
5			10,000㎡超 50,000㎡以内のもの	43,000円	**40,000円**	（△ 3,000円）	0.93倍
6			50,000㎡を超えるもの	58,000円	**54,400円**	（△ 3,600円）	0.94倍
7		土地の面積が1,000㎡未満のもの	床面積の合計が100㎡以下のもの	6,200円	**5,840円**	（△ 360円）	0.94倍
8			100㎡超 500㎡以内のもの	8,600円	**8,160円**	（△ 440円）	0.95倍
9			500㎡超 2,000㎡以内のもの	13,000円	**12,200円**	（△ 800円）	0.94倍
10			2,000㎡超 10,000㎡以内のもの	35,000円	**32,700円**	（△ 2,300円）	0.93倍
11			10,000㎡を超えるもの	43,000円	**40,000円**	（△ 3,000円）	0.93倍
12	特定の民間再開発事業認定申請手数料			31,000円	**30,400円**	（△ 600円）	0.98倍
13	特定民間再開発事業認定申請手数料			33,000円	**32,400円**	（△ 600円）	0.98倍
14	地区外転出事情認定申請手数料			24,000円	**23,500円**	（△ 500円）	0.98倍

お問合せ先

1～11	建　築　部	建築指導課	☎ ２５－８５９７
12～14	地域振興部	都市計画課	☎ ２５－９７０４

（９）屋外広告物許可申請等手数料

13項目 〔増額10，減額1，変更なし2〕

	項目			現行料金	改定料金	（改定額）	改定率
	屋外広告物許可申請手数料						
1		固定広告物（地上広告物，屋上広告物及び壁面広告物）	発光装置又は照明装置を有しないもの（表示面積５㎡につき）	700円	**1,000円**	（＋ 300円）	1.43倍
2			発光装置又は照明装置を有するもの（表示面積５㎡につき）	1,100円	**1,380円**	（＋ 280円）	1.25倍
3		簡易広告物	はり紙（50枚につき）	270円	**300円**	（＋ 30円）	1.11倍
4			はり札（1枚につき）	160円	**220円**	（＋ 60円）	1.38倍
5			立看板（1枚につき）	850円	**910円**	（＋ 60円）	1.07倍
6			アドバルーン広告物（1個につき）	1,700円	**1,700円**	（ 0円）	1.00倍
7			広告幕･広告網･のぼり･旗（1枚につき）	600円	**650円**	（＋ 50円）	1.08倍
8			電柱広告物（1個につき）	270円	**300円**	（＋ 30円）	1.11倍
9		移動広告物	広告車（1台につき）	1,800円	**1,910円**	（＋ 110円）	1.06倍
10			車体利用広告物（1台につき）	1,800円	**1,810円**	（＋ 10円）	1.01倍
11	屋外広告業登録及び更新			10,000円	**9,420円**	（△ 580円）	0.94倍
12	屋外広告業登録事項証明書交付			200円	**200円**	（ 0円）	1.00倍
13	屋外広告物講習会受講申込手数料			3,000円	**3,010円**	（＋ 10円）	1.00倍

お問合せ先　建　築　部　　建築指導課　　☎ ２５－８５９７

カ　消防関係手数料

（１）消防関係手数料

15項目 〔変更なし15〕

	項　　目			現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	指定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンク検査	水張検査	容量10,000リットル以下のタンク	6,000円	**6,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
2		水圧検査	容量600リットル以下のタンク	6,000円	**6,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
3		水圧検査	容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	11,000円	**11,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
4	甲種防火管理講習		新規講習	3,000円	**3,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
5			再講習	1,500円	**1,500円**	（ 0円 ）	1.00倍
6	乙種防火管理講習			2,000円	**2,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
7	防災管理講習		新規講習	2,000円	**2,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
8			再講習	1,500円	**1,500円**	（ 0円 ）	1.00倍
9	甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習			3,000円	**3,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
10	甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習			1,500円	**1,500円**	（ 0円 ）	1.00倍
11	講習の修了証及び消防庁長官が定める者となるための講習の修了証の再交付			500円	**500円**	（ 0円 ）	1.00倍
12	危険物製造所等の許可書等の再交付		完成済検査証の再交付	500円	**500円**	（ 0円 ）	1.00倍
13			設置許可書	500円	**500円**	（ 0円 ）	1.00倍
14			危険物タンク検査済証	500円	**500円**	（ 0円 ）	1.00倍
15	その他の証明書の交付（災害に関する証明を除く。）			200円	**200円**	（ 0円 ）	1.00倍

お問合せ先　消 防 本 部　予防指導課　☎ ２５－１１２３

キ　その他の手数料

（１）証明・閲覧等関係手数料

31項目〔増額6，変更なし25〕

	項　　目	現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
	証明手数料					
1	固定資産税の賦課に関するもの（年度別，土地１筆，家屋１棟，償却資産１資産ごとに）	400円	—	**400円**	（ 0円 ）	1.00倍
2	固定資産税以外の市税の賦課に関するもの（年度別，税目別）	300円	—	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
3	国民健康保険料の賦課に関するもの（年度別）	300円	—	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
4	市税の収納に関するもの（年度別，税目別）	300円	—	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
5	国民健康保険料の収納に関するもの（年度別）	300円	—	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
6	営業証明に関するもの	400円	—	**400円**	（ 0円 ）	1.00倍
7	身分に関するもの	350円	—	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
8	印鑑に関するもの	350円	—	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
9	住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関するもの	350円	—	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
10	建築申請に関するもの	350円	590円	**520円**	（＋ 170円 ）	1.49倍
11	家屋の新増改築又は滅失の証明に関するもの	500円	—	**500円**	（ 0円 ）	1.00倍
12	介護保険料に関するもの	300円	—	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
13	不在住又は不在籍の証明に関するもの	350円	—	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
14	自動車の保管場所の使用承諾の証明に関するもの	300円	—	**310円**	（＋ 10円 ）	1.03倍
15	その他のもの	200円	—	**200円**	（ 0円 ）	1.00倍

	項　　目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金	（改 定 額）	改定率
	閲覧手数料							
16	複写を行うもの	行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類又は第81条第3項において準用する同法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては，記録された事項を記載した書面）の交付（用紙の大きさがＡ３以下で，複写され，又は出力されたものに限る。）	白黒	10円	―	**10円**	（ 0円 ）	1.00倍
17			ｶﾗｰ	20円	―	**20円**	（ 0円 ）	1.00倍
18		市税に係るもの		300円	―	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
19		その他のもの		200円	―	**200円**	（ 0円 ）	1.00倍
20	閲覧を行うもの	市税に係るもの		300円	―	**300円**	（ 0円 ）	1.00倍
21		地籍調査の成果に係るもの		250円	―	**310円**	（＋ 60円 ）	1.24倍
22		その他のもの		200円	410円	**300円**	（＋ 100円 ）	1.50倍
	その他の手数料							
23	租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第１項の規定に基づく住宅用家屋証明申請手数料			1,300円	―	**1,300円**	（ 0円 ）	1.00倍
24	印鑑登録証の再交付			400円	―	**400円**	（ 0円 ）	1.00倍
25	通知カードの再交付			500円	―	**500円**	（ 0円 ）	1.00倍
26	個人番号カードの再交付			800円	―	**800円**	（ 0円 ）	1.00倍
27	住民票又は戸籍の附票の写しの交付			350円	―	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
28	住民票の写しの広域交付			350円	―	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
29	地籍調査の成果等の写しの交付	用紙がＡ３以下		300円	―	**330円**	（＋ 30円 ）	1.10倍
30		用紙がＡ３超		1,300円	―	**1,380円**	（＋ 80円 ）	1.06倍
31	その他のもの			350円	―	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍

お問合せ先

1・2・4～6・11・18・20・23	税　務　部	税　制　課	☎ ２５－５６０４
7～9・13・22・24～28・31	市民生活部	市　民　課	☎ ２５－６２０４
3	福祉保険部	国民健康保険課	☎ ２５－６２４７
12	福祉保険部	介護保険課	☎ ２５－５３５６
10	建　築　部	建築指導課	☎ ２５－８５９７

14	建　築　部	市営住宅課	☎ ２５－８５１０
16・17	総　務　部	総　務　課	☎ ２５－５４１８
	総　務　部	行政改革課	☎ ２５－６２０５
21・29・30	土　木　部	土木管理課	☎ ２５－５３７５

（２）計量法関係手数料

20項目 〔変更なし20〕

	項　　目		現行料金	改定料金	（改 定 額）	改定率
1	１　検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が１トン以下の非自動はかり	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,600円	**1,600円**	（ 0円 ）	1.00倍
2		ひょう量が250キログラム以下のもの	2,100円	**2,100円**	（ 0円 ）	1.00倍
3		ひょう量が500キログラム以下のもの	2,200円	**2,200円**	（ 0円 ）	1.00倍
4		ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,100円	**3,100円**	（ 0円 ）	1.00倍
5	２　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがある非自動はかり		350円	**350円**	（ 0円 ）	1.00倍
6	３　１又は２に掲げるもの以外の非自動はかり	ひょう量が100キログラム以下のもの	700円	**700円**	（ 0円 ）	1.00倍
7		ひょう量が250キログラム以下のもの	1,100円	**1,100円**	（ 0円 ）	1.00倍
8		ひょう量が500キログラム以下のもの	1,500円	**1,500円**	（ 0円 ）	1.00倍
9		ひょう量が１トン以下のもの	2,400円	**2,400円**	（ 0円 ）	1.00倍
10		ひょう量が２トン以下のもの	3,700円	**3,700円**	（ 0円 ）	1.00倍
11		ひょう量が５トン以下のもの	6,900円	**6,900円**	（ 0円 ）	1.00倍
12		ひょう量が10トン以下のもの	10,700円	**10,700円**	（ 0円 ）	1.00倍
13		ひょう量が20トン以下のもの	15,000円	**15,000円**	（ 0円 ）	1.00倍
14		ひょう量が30トン以下のもの	19,100円	**19,100円**	（ 0円 ）	1.00倍
15		ひょう量が40トン以下のもの	21,600円	**21,600円**	（ 0円 ）	1.00倍
16		ひょう量が50トン以下のもの	29,800円	**29,800円**	（ 0円 ）	1.00倍
17		ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円	**51,200円**	（ 0円 ）	1.00倍

	項　　目		現行料金	改定料金　（改 定 額）	改定率
18	4　１又は３に掲げる非自動はかりのうち，一の載せ台により計量することができるもので，ひょう量又は目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が異なる２以上の計量範囲を有するもの	計量範囲が３を超え１増すごとに，最大ひょう量の１又は３に掲げる額の５割の額を加算した額		**（変更なし）**	
19	5　分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10円	**10円**　（　0円　）	1.00倍
20	6　適正計量管理事業所検査手数料		7,400円	**7,400円**　（　0円　）	1.00倍

お問合せ先　市民生活部　市民生活課（計量検査所）　☎ ２０－０３６０

（３）撤去自転車等返還手数料　　3項目 〔増額3〕

	項　　目			現行料金	算定料金（1.5倍以上）	改定料金　（改 定 額）	改定率
1	返還手数料	自転車	道路その他の公共の場所	1,000円	6,430円	**1,500円**　（＋ 500円）	1.50倍
2			駐輪場（駅前広場・駅高架下）	1,000円	6,430円	**1,500円**　（＋ 500円）	1.50倍
3		原動機付自転車	駐輪場（駅前広場・駅高架下）	2,000円	7,000円	**3,000円**　（＋ 1,000円）	1.50倍

お問合せ先　土　木　部　土木管理課　☎ ２５－５３７５